

第六十五回国会 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和四十六年三月二日(火曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 千葉 七郎君

理事 小 平 忠君

理事 江藤 隆美君

理事 小山 長規君

理事 坂村 吉正君

理事 高見 三郎君

理事 別川悠紀夫君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 美濃 政市君

理事 鶴岡 洋君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林省農林経済局長 小暮 光美君

水産庁長官 大和田啓君

委員外の出席者

国税庁直税部所得税課長 早田 肇君

農林水産委員会調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

二月二十六日

辞任

鶴岡 洋君

補欠選任

矢野 絢也君

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

昭和四十六年三月二日

三月一日

辞任

矢野 絢也君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

中澤 茂一君

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

同日

辞任

芳賀 貢君

同日

辞任

法としての法案ともいえると思います。この点をひとつ、いままでる質問してまいりましたので、特定物品の扱いについては場外流通ができませんようにひとつ特段の配慮と指導をぜひお願いしたい、かように思うわけでございます。

そこで、次の問題に入ってまいりますが、第三十七条「卸売の相手方の制限」ということで規定をしてございますが、この中で「ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて」と規定してありますが、「その他の」というところ、これに対する解釈をひとつお願いしたいのでございます。

○小暮政府委員 第三十七条でいっております「省令で定める特別の事情」という場合といたしましては、ただいま御指摘のございました当該市場における入荷量が著しく多く、販売残品を生ずるおそれがあるというような場合、また卸売業者の行なう卸売りに参加する仲買業者または売買参加人が著しく少数である、要するにせうろと思つても人が集まつてこないといったような状況が認められる場合、あるいは同一の開設区域内の他の中央卸売市場の入荷量が何らかの事情ではなはだしくふつり合ひであるというような場合に、他の中央卸売市場の卸売業者に荷を回すことによつてその地域の需給のバランスをとる、こういうたような場合を想定いたしておるわけでございます。

○瀬野委員 いま言われたようなことは当然業務規程で定めることになるわけでございますか。

○小暮政府委員 ただいま申し上げましたような省令の定めを織り込んでそれぞれの市場において業務規程に定めるといふことに相なります。

○瀬野委員 そのあとに書いてございます「開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。」「不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。」というところについて、ひとつ明確にお示しいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 趣旨はまさに書かれたとおりの不当に差別してはいけないということでございますが、実際に市場で毎日毎日の取引について指導いたすわけでございますから、抽象論だけでは迅速に措置できないということもございまして、現在も考えておりますし、今後ともそのように指導したいと思つておりますのは、物品をある程度指定いたします。たとえば需給調整のために他の市場に移しかえることがどうしてもしばしば必要になるような特殊の商品がございまして、そういうものについて、あらかじめ、一定の数量の範囲内である、たとえば一割なら一割以内といったようなわかりやすい準則を話し合つてきめておいて、そういうことで迅速に指導するというようなことを具體的には考えております。

○瀬野委員 わかりやすく言うと、この場合は、品物が余つたといつて持ち出してはいけない、こういうことをいつているのじゃないかと私思ふわけですが、また、もう一つは、委託者を守るかあるいは不当に買手に損害を与えていけないということもこの中に入つてくると思うのですが、こういう「不当に制限することとならないと認めるときは」ということは、要するに委託者が、市場でせひせつていただきた、こういうふうにして思つても、開設者のほうでいろいろ値段の関係で事実余つていなくても余つたということにしてこれを他へ持ち出すというふうなことになる、たいへんな損害を受けるわけでございまして、この辺の規制についてはどのように判断をし、いかなる方法を行なうのか、もう少し具体的にお示しいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 市場内の取引は出荷者だけの立場で規律するわけでもございまして、出荷者の立場、あるいはこれを買ひ受ける者の立場、それぞれの背後に生産者と消費者がおるわけでございまして、それそれぞれの利害が不当にそこなわれることのないようにこれを取り仕切るというのが市場の大原則でございまして、なお、生産者から、要するに出荷者からの荷受けに対する指図というものが現実にはございまして、荷受けは委託者の指示に従うのが大原則でございまして、契約の内容を十分守つて市場で荷受け行為をやるといふのが大原則になっておりますが、その上で市場内での取引、市場内の行為については開設者の承認を必要とするような場合がそれぞれあらかじめ業務規程に定めてある、こういうことでございまして。

○瀬野委員 そこで輸入品の問題に移つてまいりたいと思ひますが、輸入品については現在青果を含めましてどのようなものが輸入されておりますか、最初に明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 輸入品は、くだものの場合に、バナナ、レモンあるいはグレープフルーツ、オレンジ等のかんきつ類、それから鮮魚で隣国から入つてくるようなものがございまして。

○瀬野委員 いまちょっと聞き取れませんでした、鮮魚ではどんなものがございましてか。

○小暮政府委員 韓国等から鮮魚が入つてくる場合がございまして、そのほかに、申し落としました、冷凍魚につきましてかなりの量が輸入という形で入つてまいります。

○瀬野委員 輸入品については旧法でもまた今回改正せんとする新法でも、仲卸業者は直接買ひ付けができる道が開かれておると思ひますが、その点確認をしておきたいのでございまして。

○小暮政府委員 東京都におきまして条例で輸入品については仲買人が直接出荷ができるという趣旨の定めがございまして。

○瀬野委員 ただいま局長から東京都における場合の例をとられました、その他の六大市場その他についてはどうでございましてか。

○小暮政府委員 条例であらうはじめ輸入を除くという形にいたしておりますのは東京都だけでございまして、その他の条例では開設者がケース・バイ・ケースで認めるというスタイルになっております。ただ実際には認めておらないということもございまして。

○瀬野委員 東京都以外は開設者がケース・バイ・ケースでやつてゐる、実際には認めていない、こういうことでございまして、このことについて東京都と同じように他の市場についても認めるということについては政府の見解はいかがでございましてか。

○小暮政府委員 新法のもとでは、先ほど来議論いたしておりました四十四条ただし書きの考え方、これに適合いたします場合には、それが国内産品でございましてもあるいは輸入品でございまして、あの四十四条ただし書きの考え方適合する場合にはこれが認められるということになります。

○瀬野委員 四十四条に適合する場合は認められるというところで、四十四条については先日米御答弁いただいたのですが、私の質問に率直に答えてないようですが、東京都でもこのように輸入品を除くということでも認めてあるのですから、バナナの仲買十六人が現に輸入をしてゐるわけですが、他の市場でも当然これができると思ふのですが、その点についてそのような方向で今後業務規程等を定めるように省令でも定めあるいは指導する、こういうような方向でございまして、もう一度確認をいたしておきたいのであります。

○小暮政府委員 輸入業務一般を認めるか認めないかという問題ではなくて、この際四十四条ただし書きで規格性、貯蔵性があり、供給が安定しておると認められる物品について一定の基準のもとにこれを認めようということでございます。これまで取り扱ひが区々でございましたのを、今回の法律の制度と機会に、四十四条ただし書き並びにこれを基礎とした省令あるいは業務規程等を取り扱ひをはつきりさせようということでございますので、御了承いただきたと思ひます。

○瀬野委員 四十四条ただし書き等で今後取り扱ひをはつきりさせたいということでも御答弁いただきましたが、ぜひひとつ東京都に限らず輸入を除くという方向でお願いをいたしたい、かように思ふわけですが、輸入が事実としてできるやうになつておるのに、従来このような輸入を他の

が現実にはございまして、荷受けは委託者の指示に従うのが大原則でございまして、契約の内容を十分守つて市場で荷受け行為をやるといふのが大原則になっておりますが、その上で市場内での取引、市場内の行為については開設者の承認を必要とするような場合がそれぞれあらかじめ業務規程に定めてある、こういうことでございまして。

○瀬野委員 そこで輸入品の問題に移つてまいりたいと思ひますが、輸入品については現在青果を含めましてどのようなものが輸入されておりますか、最初に明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 輸入品は、くだものの場合に、バナナ、レモンあるいはグレープフルーツ、オレンジ等のかんきつ類、それから鮮魚で隣国から入つてくるようなものがございまして。

○瀬野委員 いまちょっと聞き取れませんでした、鮮魚ではどんなものがございましてか。

○小暮政府委員 韓国等から鮮魚が入つてくる場合がございまして、そのほかに、申し落としました、冷凍魚につきましてかなりの量が輸入という形で入つてまいります。

○瀬野委員 輸入品については旧法でもまた今回改正せんとする新法でも、仲卸業者は直接買ひ付けができる道が開かれておると思ひますが、その点確認をしておきたいのでございまして。

○小暮政府委員 東京都におきまして条例で輸入品については仲買人が直接出荷ができるという趣旨の定めがございまして。

○瀬野委員 ただいま局長から東京都における場合の例をとられました、その他の六大市場その他についてはどうでございましてか。

○小暮政府委員 条例であらうはじめ輸入を除くという形にいたしておりますのは東京都だけでございまして、その他の条例では開設者がケース・バイ・ケースで認めるというスタイルになっております。ただ実際には認めておらないということもございまして。

○瀬野委員 東京都以外は開設者がケース・バイ・ケースでやつてゐる、実際には認めていない、こういうことでございまして、このことについて東京都と同じように他の市場についても認めるということについては政府の見解はいかがでございましてか。

○小暮政府委員 新法のもとでは、先ほど来議論いたしておりました四十四条ただし書きの考え方、これに適合いたします場合には、それが国内産品でございましてもあるいは輸入品でございまして、あの四十四条ただし書きの考え方適合する場合にはこれが認められるということになります。

○瀬野委員 四十四条に適合する場合は認められるというところで、四十四条については先日米御答弁いただいたのですが、私の質問に率直に答えてないようですが、東京都でもこのように輸入品を除くということでも認めてあるのですから、バナナの仲買十六人が現に輸入をしてゐるわけですが、他の市場でも当然これができると思ふのですが、その点についてそのような方向で今後業務規程等を定めるように省令でも定めあるいは指導する、こういうような方向でございまして、もう一度確認をいたしておきたいのであります。

○小暮政府委員 輸入業務一般を認めるか認めないかという問題ではなくて、この際四十四条ただし書きで規格性、貯蔵性があり、供給が安定しておると認められる物品について一定の基準のもとにこれを認めようということでございます。これまで取り扱ひが区々でございましたのを、今回の法律の制度と機会に、四十四条ただし書き並びにこれを基礎とした省令あるいは業務規程等を取り扱ひをはつきりさせようということでございますので、御了承いただきたと思ひます。

○瀬野委員 四十四条ただし書き等で今後取り扱ひをはつきりさせたいということでも御答弁いただきましたが、ぜひひとつ東京都に限らず輸入を除くという方向でお願いをいたしたい、かように思ふわけですが、輸入が事実としてできるやうになつておるのに、従来このような輸入を他の

が現実にはございまして、荷受けは委託者の指示に従うのが大原則でございまして、契約の内容を十分守つて市場で荷受け行為をやるといふのが大原則になっておりますが、その上で市場内での取引、市場内の行為については開設者の承認を必要とするような場合がそれぞれあらかじめ業務規程に定めてある、こういうことでございまして。

市場にはさせなかつたということについての理由はどのような理由によるものか、その点をあわせ明らかにしたいと思ひます。

○小暮政府委員 中央卸売市場の中での取引の基本的な考え方は、これは申し上げるまでもないこととてございしますが、卸業者が荷受けてこれを場内で公正にせりにかける。仲買あるいは売買参加人がこれをせり落としていくというのがたてまえでございまして、その際に輸入品であるとかあるいは国内産品ということを別に問わないわけでございます。卸業者が必要なるものを受けてきて市場の中で価格形成をする、そういうこととてございします。ただ東京都におきまして、仲買業者の中に昔からのいわば経験と申しますか、具体的には台湾バナナの扱い、台湾はかつて輸入でも何でも無い、要するに日本の領域であつた時期に、長い間東京においては市場内の業者が台湾の青バナナを取引しておつたというふうな実績と申しますか、経験がございします。その事実に着目して東京都が特段の定めをしたということとてございまして、市場の形としては、原則はあくまでも先ほど申したようなこととてございします。

○瀬野委員 パナナは御承知のように価格は相当変動がございしますので、いろいろ問題があることも十分私承知しております。そこで輸入品目は全部でござい、こういうふうにするべきじゃないか、私はこういうふうに主張したいのですが、これについてさらに御見解を承りたいのでございします。

○小暮政府委員 御指摘の趣旨は必ずしもうまくつかみ得なかつたのですが、輸入品はすべてできるとおっしゃる趣旨がどのような点でございしますか、ただ私も考えますに、市場内での価格形成成これはやはり需給の実勢をそこに適切に反映させるために荷受けが荷を引いてまいりまして、これを仲買あるいは売買参加者にせらせるという形で需給に即した価格が形成されるというのが市場のたてまえである、これはたいへんくだいようでございますが、この点は今後も変わらないと思ひます。ただ特定の場合に、仲買が直接荷を引

いてくることのほうがむだがないというふうな場合があるはずでございしますので、そういうものはこれを認めていくということとてございします。ただ何でもそのようにすれば安くなるかということになりますと、そういう一般原則はないと思ひます。やはり物はまさに需給の関連で値段がきまります。まことに具体的な例で恐縮でございしますが、たとえば問題のバナナにつきましても、これは輸入してまいりまして、いわば輸入価格これに関税諸掛かりその他を乗せるという形で、いわばコスト的なものが目で見えてわかるような形になつていくわけとてございしますけれども、それであれば必ずその輸入諸掛かりに適正なマージンを加算したものが回収できるかどうかということになりますと、御承知のように間々輸入で失敗してコスト割れになるような価格が実現するということが現実にあるわけとてございします。したがつて段階を省略すれば最も妥当な価格ができるというふうには必ずしも樂觀できない。やはり市場における公正な価格形成のメカニズムを通じて価格の基本は定まる。しかしそういうものを一方に踏まえながら、できるだけ関係業者の協調のもとに流通のむだをできるだけ少なくしていく、こういう努力をいたしたい、こういうこととてございします。

○瀬野委員 先ほどから申し上げますように、今回の法案は四十八年ぶりの改正でございまして、仲卸業者に力がないとか仲卸業者の信用がまだそこまではないとか、いろいろ議論も成り立つと思ひますけれども、やはり仲卸業者を今後大型化していく、特に先般も質問しました際に、仲買人から仲卸業者と名前をかえたということに対する理由を局長からお伺ひしたわけとてございしますが、仲買人も質の向上、今後大型化していく、こういうようなお考えでありますし、そうなれば力をつけていくことは当然なつてまいります。こういう仲買人にも融資の道を開いたりあるいは輸入ができるような力をつけていくという方向にいくことになると私は思ひますが、そういう方向に

つてはどのように考えておられますか。私が申し上げているようなことに変わりはございせんか。もう一度はつきりお答えをいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 従来仲買についての規定が必ずしも法体系のもとで明確でございせんでしたので、今回の改正案では、市場内で生鮮食料品を分荷する機能ということに着目いたしまして、仲卸業者という考え方を明らかにいたしたわけとてございします。これは、この前申し上げましたように、仲卸業者ができるだけ堅実な経営の基礎を持った、具体的にはかなりの規模の法人化した、きちんとした管理能力を持った業者に発展してもらいたいという願望を込めて、その仲卸の機能を法律の中に入れたわけとてございします。したがつて、御指摘のように、私どももいたしまして、今後仲卸業者ができるだけ望ましい規模の業態になるように、さまざまな角度からこれを誘導してまいりたいと思つておりました、具体的には卸売市場近代化資金制度というふうなものの運用に当たりまして、仲買人の近代化のための資金をできるだけ融通が円滑にまいりますように措置したいというふうな考えとてございします。

○瀬野委員 近代化資金等の融通ができるだけできることに考慮したいということとてございしますが、ぜひそれはやっていたきたい、こう思ひます。と同時に、先ほどからいろいろ論議してまいりましたバナナ等の場合には、市場の需給に即して価格形成がされるということは当然のこととてございしますし、物というものは需給の関連でございします。ということも当然の理でございします。

そこで、仲買がいろいろ輸入品を引きたい場合に、むだがない場合等はこれを認めていきたいというふうな御答弁をいただきましたが、最近の状況から見ますと、冷凍エビがかなりたくさん輸入のウェートを占めております。先日ものこのとにちよつと触れましたが、冷凍エビなんかの場合、先ほどから申し上げておりますように、仲買が直接引くというふうなことに今回の法改正

によつてその方向で進められるお考えであるかどうか、政府としてどのような指導をされる考えであるか、明らかにしたいだきたいと思ひます。

○小暮政府委員 冷凍のエビが大量に輸入されておりますことは御承知のとおりでございします。これが品質、規格等については、これを輸入します先が東南アジア、アフリカその他各地にまたがっておりまして、必ずしもまだ完全に規格化されておるとは思ひませんけれども、かなりの量のものが入つてきております。ただ、これもそのときどきの需給事情によつて価格の乱高下を必ずしも避け得ないような状況もあるように認めます。ただ、今後規格化され、しかも供給の安定した商品ということにこれが必要とてございしますか、十分その辺を見きわめまして、具体的な判断をいたしたいというふうな考えとてございします。

○瀬野委員 具体的な判断をいたしたいということとてございしますが、その具体的な判断ということについては、どういう意味でございしますか。さらにお示しいただきたい。

○小暮政府委員 先日申しましたように、最終的には国の定める基準に従つて開設者がきめるわけとてございしますが、物そのものの特性だけとて、その市場における貯蔵施設の完備の状況とか、その市場における入荷の動向というふうなものも合わせまして、比較的供給が安定し、しかも貯蔵性、規格性があるというふうな判断をするかどうかというきわめて具体的な判断の問題であるという趣旨のことを申し上げておるつもりでございします。

○瀬野委員 政務次官には次のことをひとつお伺ひしたいと思つておりますが、いろいろ一昨日来論議してまいつたわけとてございしますが、今回卸売市場法案が提案されておりますが、何しろ四十八年ぶりの改正でございまして、この中にはたくさん問題をかかえております。もちろん審議会のメンバーの問題等、また市場にはわれわれが想像以上のいろいろな古い習慣等いろいろございまして、なかなかたいへん問題がございします。ぜひ

消費者の物価を下げるためにも、流通機構の簡素化、合理化をはかっていただきたいということ、終始私いままでも論議してまいりましたが、きょう論議しました輸入品の問題、これは、御承知のように、東京では十六人の仲卸業者が直接輸入して現実にやっております。ただいま局長からもお話がございましたように、もちろん物というものは需給の関連でござるわけで、いろいろ、市場を通したほうが消費者に価格が安い場合もありますし、また直接輸入を仲卸業者がやった場合がずいぶんコストが下がって消費者に安くこれを提供することができるといことがかなり多いわけでございます。こういったことから、今後仲買人を仲卸業者と名前をかえて、大型化し、力をつけ、近代化資金を融資して、市場内の整備をはかっていくという政府の盛られた内容が法案の中にもあり、そして意欲的に見えることも事実であります。が、そうしたことを踏まえまして、現に東京でもバナナの輸入を仲卸業者がやっておりますので、東京に限らず他の市場についてもこういった道を開いて、簡素化をはかり輸入の品物についても幅を広げて、そして今後消費者に安い品物があがっていくような思い切った政策をやっていくことが、物価の安定はできない。佐藤総理も、野菜の犯人は見つかからない、また物価を値下げする方向に、こういって終始答弁があつておりますが、私は、全国民の台所をまかなう五割ないし六割といわれるこういった物品について、今回大きく窓口を開いて、そして場外流通をはかつていく、こういったことでコストを下げていくというところが、特にこの法案を提案された意義にも通ずるのではないかと。またところが一番大事ではないか、こう言っておるわけでございます。こういったことについて、政務次官、きょうは農林大臣がお見えでございますから、こういったことについてのお考えをひとつこの辺でお示しいただきたい、かように思います。

○渡辺政府委員 今回の市場法を提案した趣旨は、趣旨としてはそのとおりだと思ひます。生産者には安定した価格で安定的な量を供給してもらい、消費者にはなるべくいろいろな品目について中間経費を少なくして買ってもらいたいという趣旨であります。しかしながら仲買人が輸入品について卸売人を飛び越えて取引することが、必ずしもいろいろな輸入品全部についていかどうかということになるかといへん疑問であります。エビの問題等いろいろな輸入品がござりますが、東京の築地の市場では卸売人は五社、仲買人は千四百か幾らかいるという状況であります。したがって仲買人を大型化するということは相当必要なことと思ひますが、幾ら大型化したって仲買人が卸売人よりも少なくなるなどということもあつた場合においても、それは規格性のあるもの、貯蔵性のあるものを大量に買うという場合であっても、特殊な例外以外はやはり卸売人を通してやつたほうが、まとまった品物が入ってくるであろう。東京でバナナのような特殊な例があるやうであります。これは前からのいきさつ等もあるやうであつて、その例を全部の輸入品に当てはめていくということも考へてはおられないのであります。しかし卸売市場法の趣旨というものはあなたがおっしゃつたところのことでありまして、その趣旨がいかにかにしておきまうかというところは、これは、これはケース・バイ・ケースというやうなものも見ながら、その趣旨にのつとつてきめていきたい、かように思つております。

○瀬野委員 政務次官から一応の答弁をいただきましたが、明日はまた当委員会でも市場の視察を早朝から行なうということもござります。また明日以降審議も続けられてまいりますが、さらにいろいろ実情等をお聞きいただいて、たくさんさんの仲買人がこのやうな道を開いていただくことを熱望いたしております。なるほど、市場を通した場合と通さぬ場合と、需給の関連でいろいろ値段の問題に差ができてくることもよく承知しております。

すし、一挙にはまいらぬ点等もあるやうかと思ひますが、そういう道を開いて流通の簡素化をはかり、消費者に安い品物が渡っていくやうな方向で、この機会にぜひひとつ政府としても慎重な検討をして、せつかつ市場法の改正にあたりまして、この市場法がユニークな法案となつて消費者にプラスされるやうな方向でありますように心から期待をいたすものでござります。

さて次に手数料の問題についてお伺いをいたしてまいります。

手数料については第九条に「認可の申請」ということが規定してござります。この手数料関係の規定は、ずっと法案を見てみますと、九条、十一条、二十七条に關係があるやうに思ひますが、なかなか読み取れないところがござりますけれども、なかなか読み取れないところがござりますけれども、九条の中で「業務規程及び事業計画を定め」と書いてあります。これによつて、手数料というものは業務規程で認可が要ります。こういふやうな意味にとれるのかどうか、これから手数料のことが端を発しているのか、具体的なことが書いてございませぬので、あらかじめ最初にお伺ひしたいのでござります。

○小暮政府委員 御指摘のとおり、業務規程の中で手数料を定め、その業務規程を農林大臣が認可するということに相なります。

○瀬野委員 そうすると、第九条の二項の四に「卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法」というのがござります。いまの「業務規程及び事業計画を定め」ということとこれとの關係はどういうことにならうか。

○小暮政府委員 「卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法」ということを具体的に定めます場合に、委託によるせりというのを原則にするとするものが、当然その中に入つてまいらると思ひます。その場合の委託の手数は次にこのやうな形で定められるわけでございます。

○瀬野委員 要するに、四号の「卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法」ということが手数料

をつくるということになるわけだと思ひますが、十一條で「業務規程に規定する事項等の変更」というのがございまして、「第八條の認可を受けた地方公共団体は、第九條第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない」といふことになっております。この「農林大臣の認可を受けなければならない」といふことは、手数料の変更、こういったことについては認可を受けなければならないということであらうかと思ひますが、確認の意味ではつきりと御答弁をいただいております。

○小暮政府委員 業務規程の中の軽微な事項を政令で定める。軽微な変更以外は、裏返せば重要事項は変更する際には農林大臣の認可を受けなければならないという趣旨の規定でございまして、先ほど来御指摘の売買の方法等につきましては、これが重要事項であるというふうに考へております。

○瀬野委員 さらに手数料の問題では「事業年度」の二十七条にもこれが関連があると思ひますが、「卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする」と一年ごめの場合と二年ごめの決算の会社の場合と二回ごめの場合とこの中でうたつてあると思ひますが、こういったことについては政府としては一年ごめのほうと二回ごめについて、会社の事情もあろうと思ひますけれども、今後どのような指導をしていかれるのか、二年ごめのほうがいかに手数料の状況を見るのか、何となく都合がいいかと思ひますが、これについてはどのやうな見解をお持ちでござりますか。御意見を承つておきたいのであります。

○小暮政府委員 私企業のやり方に対する制限は必要最小限度にしたいといふやうに考へておりますが、このやうなきわめて具体的なことで法律の中に仕組みました趣旨は、私どもが卸売業務の実態を把握いたしました趣旨は、何と申しましても取支決算の書類をまず徴しまして、それからい

る内容内容を精査するわけでございます。その決算の時期がたぐさんの卸売業者において区々でございまして、私も卸売業者の実態を把握しようといいたし、なかなかなる年度の収支内容が一気にはわからない。何回も何回も分けて調査いたしませんと、ある年度の業績がわからないというのが実はこれまでの経験でございました。この際卸売業者に対する指導監督を十分やりたためには、卸売業者の事業年度を一年にしたいという趣旨でございます。ただこれを一年一回にするか二回にするかというところまでは、私も干渉するつもりはございません。

○瀬野委員 いまの趣旨は一応了解いたしました。そこで手数料の問題でございますけれども、手数料の中で出荷手数料というのがございます。現在荷物をたくさん持ってきた場合も、少なく持ってきた場合も、業務規程によつて出荷手数料というのと同じになっておりますが、いろいろ現地の事情を聞きまして、多い場合と少ない場合とは、当然これは差をつけるべきではないか、合同といったことがいろいろ論議されておりますけれども、現在ではもちろんまた出荷計画によつて同じ量がいつも入っている、こういう荷主さんもあるわけでございます。それが一律になっている、こういうことではございますが、この手数料を一律に取るといふことについてはいかなる見解をお持ちでございますか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 現在、中央卸売市場における卸売手数料につきましては画一の指導をいたしております。これは、卸売手数料をめぐる過去の市場における実際の取引の経験から、卸売手数料をさまざまにいたしますと、これに基づいて出荷の過当競争が行なわれるという問題がございます。そのことが卸売業者の経営の内容を危うくし、ひいては出荷者の利益を確保できないというような事態が起こりかねるという判断から、卸売手数料はこれを画一に規制することにしたわけでございます。ただ、大型の、しかも規格化された荷物を

常時継続、反復して出荷してくるような産地、これは卸売業者の側から見ますと単位当たりの経費が少なく済むわけでございます。こまかな荷物をきわめて不定期に持つてくるようなものと比較した場合には、実費面でかなりの差があるはずのものでございます。卸売手数料にはそういう実費弁償的な意味合いもその一つの側面として当然あるはずでございます。それらの点を勘案いたしまして、かつ出荷の大型化、規格化を奨励するという意味合いも含めまして、現在荷受会社が卸売手数料の中から一部を出荷者に対して出荷奨励金として還付することを認めております。ただこれも、これが乱雑にわたりますとまた過当競争のもとになり、先ほど申しましたような卸売業者の経営を危うくする危険性なしといいたしませんので、開設者の十分な指導のもとに出荷奨励金を支払う限度額等について適切な指導をしながらやっております。

現在、青果物の中の野菜について見ますと、卸売手数料が八・五%でございますが、出荷奨励金を支払う得る最高は一・七%ということになっております。そこで一番優良なと申しますか、規格化、大型化の進んだ能率的な出荷者に対しては、八・五%の手数料から一・七%を差し引いたものが実質の手数料になっておるといふふうに御理解いただいてよろしいかと思ひます。

○瀬野委員 その点はわかりましたが、事実現在の市場の状況を見ますと、力を持つている生産者は手数料を多く持つていく。やはり力の関係で多く持つていくのと、力のないものはきまつたところの手数料ということ、そういうことが事実市場で行なわれておるわけですが、こういうことについては局長はいろいろ聞いておられますか、お伺いしたいのでございます。

○小暮政府委員 ただいまの出荷奨励金の支払いの限度額についての規制は非常に技術的なものでございまして、それを事ここまかに御説明いたしますと時間がかりますから、こまかな内容は御遠慮申し上げますが、これはかなり即物的なきわめ

て具体的な指導をいたしております。したがってして奨励すべからざる出荷者に対して何らかの力関係で多額の出荷奨励金が戻されるというようなことは起こらないはずでございます。物の売り買いでございますから売手市場、買手市場、そのいずれであるかによつて売買にはさまざまな姿が起ること、これは商取引の一つの性格でございます。もしあり得るとすれば、むしろ委託によるせり売りでなくて買い取りという形で、卸売業者の責任において売り値を実現しようというところで、産地にはあらかじめ一定の価格で仕切つてしまふ方式がございます。その買い取りの場合に、売り手買い手のいずれが強いかわいところから、買い取りの場合に想定されるマージンを切り詰めるあるいはたつぷり取るといったようなことが起こり得るのだらうと思ひます。卸売手数料ないし出荷奨励金の関係では、力関係でものごとがどうなるということはないように指導いたしております。

○瀬野委員 市場内ではしばしばそういうことが聞かれます。また直接私も聞いておりますが、そういうことのないように指導するということでございますが、ぜひひとつこういつたことは明朗に今後やっていただきたい、かように思ひます。あえて具体例は申しませんが、事実こういつたことがしばしば行なわれております。まじめな出荷者がそのようなことをいろいろ言つております。市場の明朗化を期するためにぜひ指導していただきたい、かように思ひます。

そこで市場の手数料でございますけれども、当然これは手数料を合理化していく、ただし市場の経営が苦しいとそももまいらぬ場合も考えられます。手数料は、先ほども答弁がありましたように、実質主義であるというたてまえであらうと思ひますが、当然この規定からいけば下げるということができるわけでございます。市場内の品物の動向を見ていろいろ考えるという点がありますが、手数料の値下げということについては今後農林省としてはいかなる考えを持つておられるか、この機

会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 これまでの経過から見まして、たとえば昭和三十三年以降卸売手数料について役所が直接これを引き下げるといふ指導をしたこともございます。それから四十三年には卸売手数料の引き下げではなくて出荷奨励金の支払い限度額を若干ふやすというふうな指導、これは出荷奨励金の限度額をふやすということ、先ほど申しましたように実質卸売手数料が出荷者の関係では下がるということになるわけですが、そういう指導をやつた事実があります。今後も卸売業者の実態を常時把握いたしまして、実態に即して考えてまいりたいと思ひますが、経済の全体の流れの中で卸売業者が最も安定した出荷者の利害を十分確保できる業態として動きまゝるよう指導監督してまいりたいことを基本に考えております。

○瀬野委員 次に時間も迫つてまいりましたので、せり人の問題で若干問題点を明らかにしていただきたいと思います。

せり人の登録は第四十三条に規定をされております。「卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならぬ。」二項、三項と規定してございしますが、その中の二項で、「前項の登録に係るせり人の資格その他当該登録に關し必要な事項を定め、その登録を行なわなければならない。」こうございしますが、このことについて、せり人については今後試験をして、試験に合格したら永遠にいい、こういうものか、不正があればいろいろまたあとのほうで問題になると思ひますが、このことについて政府の考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 せり人の資質の向上ということ、ぜひ行ないたいと考えておりますので、四十三条に基づきまして、農林省令でせり人として登録できる者の基準を定める考えでございます。これを試験制度でやるかどうかというの、これはまた御指摘でございますので、なお研究はしてみたいと

思います。せりというものはきわめて専門的な技術でもございしますので、むしろ市場内における経験というものをかなり重んずることになるのじゃないか。しかしながら、半歴その他と十分組み合わせまして、せり人の資質を十分確保できるように基準を定めたいというふうに考えております。

○瀬野委員 要するにこの規定は、せり人について、これは重要な立場でありますし、現在のせり人は卸売業者のいわゆる使用人になっております関係から、これ自体にも第三者の中立的な者でやったらいいじゃないかというようなこと等がございますけれども、特殊な仕事でございまして、なかなかこのせり人の養成その他についてはたいへんな問題があるというところは十分承知しております。それらを踏まえて、やはり生産者のためにも厳正なるせりをしていただきたいということとは当然のことです。そういうことからしつかり勉強していけるという規定だと思ふのです。ただいまの答弁ではつきりしなかつたのですけれども、試験をする、または試験をしない、あるいは試験をして資格を与えていく、もし不正があれば再登録をするというふうなことにしては、まだ今後検討するわけで、はつきり明らかにすることはできないわけでございますか。その点もう一度明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 せり人の登録は、有効期限をまず限ろうというふうに考えております。したがって、先ほどおっしゃいましたように資質の向上をはかるというところで十分考えながらやりますが、三年ごとに登録を更改する、これは登録制度としてはかなりきつものであると思ひます。またその期間内であっても、法令違反等明らかな事由があれば、もちろん登録を取り消すつもりでございます。

なお試験制度の問題等につきましては、先ほど申し上げたように、せりという仕事の実態から見て、どのような形がよろしいかということを含めていろいろ研究してみたいと思ひますが、実務経験というものを十分重視した形で考えます。

ことが適当であらうという趣旨のことを申し上げたわけでございします。

○瀬野委員 今後十分研究して、実務経験を重視していくというふうなことはつきりとした答弁をいただけないのですか、四十三条の三項の末尾のほうに「業務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない」というふうな規定してあります。これは不正があつたならば場内からははずす、せり人に永久にしないというのか、一時せり人として認めない、こういうふうなもののか、この点どのような解釈を持っておられるのか、この点も明らかにしていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 具体的な事案に即しまして、最もきびしいものとしては登録の取り消しという決定的なものがございします。それ以外に、一時せりに参加することを停止するといったような措置を考えておるわけでございます。

○瀬野委員 せり人については、従来よりもきびしい法の規定がここになされておりますが、先ほどから申しますように、何と云つても、せり人と卸売生産者というふうな聞きかたがございします。で、厳正なせりによって流通がなされるように、ぜひひとつ、今後こういうことについても明確にしていただきたい、かように思ふわけです。

そこでもう一点、せり人についてお伺いしておきたいのですが、せり人を第三者のせり人にすべきであるという感じがしばしばいわれております。もちろん現在のせり人は、荷受機関である卸売業者の職員になっておりますが、特殊な業務であるし、なかなかこれからの養成というところはたいへんなことであるということも十分知つていますけれども、将来の方向として、せり人に対する政府の考え方をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 せり人の資質を向上し、これを登録制度のもとに厳正に監督していくというものが、現在御提案申し上げております考え方でございします。そのほかに、たとえばせり人を卸売会社から身分的に切り離したらどうか、あるいはせり人を地方自治体の職員にしたらどうかといったような議論もしばしば耳にするわけでございします。せり人をかりに卸売人と全く別のものにいたしまして、これは日本の卸売市場におけるせりとはちよつと場合を異にしますけれども、外国等で、たとえばオークション・カンパニーといったようなものがある種のせりを独立の機関としてやつておる例がございしますけれども、それはそれとして、やはりかなりの率の手数料を取つておるわけですから、これを別会社にするということには市場の取引機構をいたずらに複雑にすることになるだろう。それから地方公務員にしてしまふということは、これは卸売業務並びにこれと密接不可分のせり、これは高度に商業的な色彩のある仕事でございします。市場内での取引でございしますから、これを公正にしなければならぬ。そういう意味で、公益性があることはもちろん否定いたしませんけれども、行為そのものは高度に商業的な行為でございします。こうしたものが公務員でうまくできるかどうか、これまた議論のあるところであらうと思ひます。私ももといたしましては、せり人を卸売人から分離するというのをいたしませんでも、先ほど来申し上げておりますような形で、登録制度の厳正な運用ということで、せりの公正を期し得るのではないかと。ただ、そのほかになお、せりを機械化するという角度から、せりに人為の加わる余地を少なくし、しかも記録が的確にとれるというふうな形を別途くふういたしておられます。これらの面での技術の改善も逐次行なわれております。その方向から、せりにも一つの新しい技術が導入されるということも十分期待できるといふように考えております。

○瀬野委員 コンピューターシステムによるせりというところで進んでまいっていることも承知しておりますが、そういう方向で、ぜひひとつ今後さらに厳正なせりができるような方向で御検討

いただきたいと思ひます。

時間が迫つてまいりましたので、若干はしつてお伺いをいたしますが、四十九条「監督処分」というところで若干お尋ねをしておきます。

この四十九条は、「農林大臣は、開設者又は卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該開設者又は卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をする」とが規定されているのであります。この規定は開設者を処分する規定と、卸売業者を処分しているものとあるわけでございますが、この中の第一項について御見解を承りたいと思ひます。すなわち経営が不健全でやめろという場合にはやめさせてもよい、こういうふうなことになるかと思ひますが、どういふ場合にこういうことを停止させることができるか、ひとつ明らかにしておいていただきたいのであります。

○小暮政府委員 開設者は、御承知のように地方公共団体が開設者になつておる場合が原則でございまして、この開設者に対しては、農林大臣が常時きわめて密接な指導、監督をいたしております。そのような開設者が中央卸売市場の開設の認可を取り消されるような事態というものは、具体的にはあまり想定できないわけでございますけれども、しかしこの法律の最も基本的な部分としてこの規定があるわけでございます。開設者たるに値しないようなことがございまして、改善の余地がないということであればこれを認可を取り消し得るということになつておるわけでございます。

○瀬野委員 第四十九条の二号、三号でございしますが、これについては「第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」ということになっております。これは卸売業者を処分をしていい、こういう規定と思ひますが、

どういふ場合にこういふことが考えられるか御説明いただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 此のほは農林大臣が直接監督しておりますものではございすが、経済行為をやつておりますために残念ながら間々業態が悪化したしまして、資産内容等が極度に悪化して、そのまま放置いたします場合には出荷者に対して不測の損害を与えるおそれがあるというやうな場合があり得ます。過去においてもさういふ事態に立ち至る直前においてこれを指導し、あるいは話し合いによつて廃業させたというやうな事例もございします。しかしこれがもしこの規定がございせんとなつてから事態を処理するといふやうなことになるので、さういふことのないやうに、もちろん基本的にはこのやうな形にならないやうに指導するのが私どものつとめでございますけれども、なおかつ必要がある場合にはこの規定を適用せざるを得ないというやうに考へております。なお三号のほうは、たとえば背任横領といったやうな形が業務の悪化の裏にございしますやうな場合、役員を解任する、これは当然の監督処分の発動であらうというやうに考へております。

○瀬野委員 次にお尋ねしたいことは、仲買人の定数のことについて一点お尋ねをしておきます。仲買人の定数の問題が、一人年間一億の取り扱ひが新しい仲買業者の考えでは二億とか三億とかの扱ひを一つの基準にするとかというやうな話もいろいろ聞いておりますが、今後大型化をしていくというやうな問題とからみ合せまして、今後の仲買人の定数についての考え方の基本的な御見解を承つておきたいのでございします。

○小暮政府委員 取り扱ひ規模があまりにも零細でございしますと、仲買業者としてこれを健全に育成しようといひたしまして、その経済的基礎が成り立ちませんので、やはり現在の生鮮食料品の流通の姿に相応したある程度以上の規模になることを私どもとしては指導したいと考へております。なお、その際あわせて法人化といふことを進めま

して、管理能力等の向上をはかりたいというやうに考へております。ただ市場ごとに仲買人の定数を業務規程で定めるといふことになっておりますので、国が直接個々の市場の定数を指示することは考へておりませんけれども、いま申しましたやうな仲買人の近代的な経営の確保という観点から、先ほども申しましたやうな融資制度による誘導を含めて、仲買業者の業態を健全化していくというのが指導の方針でありますから、その方針に即して定数についても適切に措置されるやうに十分開設者を指導してまいりたいというやうに考へております。

○瀬野委員 次に卸売人の兼業問題といふことが、これまでしばしば問題になるわけにございすが、今後法改正によりまして仲買業者等が大型化し充実してくるということで、将来兼業問題がさらに起きてくるんじゃないかという懸念もございしますが、政府の卸売人兼業問題についての基本的御見解をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 卸売人が産地の出荷者に対して金支払いの義務があるわけにございまして、卸売人の営業が健全に行なわれておらずと、きわめて遠隔の土地から卸売人を信用して荷を送つてまいります生産者が不安であるといふことになるわけにございします。そこで市場法に基づいて卸売業者をいろいろな角度から指導監督いたしておるわけにございします。兼業に対する規制を国が考へておりますのも、趣旨は全くそのことに尽きるわけにございまして、卸売業者がどのような種類の兼業をやることが好ましいか好ましくないか、さういふ角度から、私企業の仕事に干渉しようといふのではなく、どういふ兼業をやつていふかといふことを監督者が常時把握できる、それを把握することによつて、本業のほうに不測の悪影響がもしあり得るとすれば、それを未然に防止するあるいは本業の建て直しについて積極的に指導する。さういふことを行ないますためには、兼業について常時把握しておく必要がある、こゝういふ趣旨の問

題でございします。

○瀬野委員 最後が時間がなくなつてきていただいふはしよつてまいりましたが、政務次官においでいただいていますので、締めくくりに意味で、私最後に一点局長なり政務次官に御決意のほどを伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

卸売市場制度の問題についてすでに答申がなされておることは御承知のとおりであります。中央卸売市場については中央卸売審議会、地方卸売市場については地方卸売審議会がそれぞれ答申をしておることは御承知ですが、その中で「取引ルールの改善」の項目が答申されておりますけれども、その二項に「今後とも、生鮮食料品については、売手、買手双方の納得のゆく価格の形成、大量の物資の能率的な荷さばき等の観点から、委託せり方式を原則とすることが適当と考へられるが、冷凍魚、塩干魚、練製品等の加工品、バナナ、レモン、冷凍えび等の輸入品については、価格変動が少なく、生産者ないし輸入業者のコストが明確化しており、また、現実に買付け、相対売りによる取引が増加していることにかんがみて、より広範囲に、買付けによる集荷、相対による販売の方式を認めることが合理的であらう。また生鮮食料品であつても、規格性、貯蔵性があり、かつ、需給予測の比較的立ち易い商品については、品目と時期とを限つて、買付けによる集荷または相対による販売の方式を導入することを検討すべきであらう。私は予算委員会から本日まで三回にわたつてこれらを中心に質問してまいりましたが、卸売市場の審議会の答申にもこのやうにはつきりとりたつてございします。これらの問題が現在の卸売市場の中でもたいへん問題になつておるわけにございします。

たびたび申し上げますやうに大正十二年以来四十八年ぶりの改正でございまして、まさに画期的な改正にならうかと思ひますが、この答申に沿つて政府も積極的に全国消費者のために、また流通機構の簡素化並びに安い品物が国民の皆さんにわたるやうに、ぜひひとつ思ひ切つた政策によつて

今回の改正がなされてまいりますやうにお願いしたいわけにございします。これに対する決意のほどをひとつ局長並びに政務次官からお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○小暮政府委員 今回の法改正の立案にあたりまして、卸売市場制度改正の方向として中央卸売市場審議会並びに地方卸売市場制度協議会からいただいた答申を私どもとしては常に念頭に置いて、立案の事務を進めたつもりでございまして、ただいま御指摘の点につきましても答申の趣旨をできるだけ生かすやうに、今後運営面でも努力してまいりたいというやうに考へております。

ただ何と申しましたも、生鮮の食品につきましても迅速、的確に価格の形成と分け荷を行ないますために、せりという方法が取引の中心になるだらうといふことは今後とも変わらないと思ひます。ただ答申が申しておりますのは、さういふ委託によるせりという市場の大原則を確認しながら、関係の業者が協力して流通のむだをできるだけ省いていくといふことについて、取引の公正を確保するという前提のもとにさまざまな努力、くふうをすべきであるといふことを申しておるのだと思ひます。この点は今後この制度の運営をはかる上に、私どもとしても十分念頭に置いてまいりたいといふやうに考へております。

○瀬野委員 御承知のとおり今回の改正は、審議会の答申並びに物価関係等の会議の提案等を十分に取り入れて相当画期的な改正をやつております。したがつてこれを当てはめていく場合に、個々の問題につきましてはまだそれぞれ事情がございしますから、この法の精神を生かして最も有効適切な行政指導をとつていくつもりであります。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○草野委員長 午後二時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時五十七分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き、質疑を続行いたします。

○小宮委員 それではただいまから卸売市場法案について若干質問いたします。

今日、生鮮食料品の物価対策というのは非常にむずかしい問題で、従来からガンだといわれておるわけですが、それについて何ら根本的な対策がなされておらぬ。そこで政府も単なる価格対策だけではなくて、やはり生産と流通の根底にある不合理な仕組みにメスを入れるべきだといふように考える次第でございます。

そこで、生鮮食料品の価格安定対策としていつも流通機構の問題が取り上げられるわけですが、そのたびに中央卸売市場のあり方がまた問題になっているわけですが、そこでさらに物価安定政策会議が野菜の価格安定対策として、現在の卸売市場制度を改革してせり売りの機能を卸売業者から分離して、需給の組織的計画化を進めるとともに、現行の一元的な流通機構を改めて多元的なシステムにせよというような提言を行なっておるわけですが、したがって物価対策というのが国民の強い願いである以上は、この物価安定政策会議の提言を取り入れるべきではないかというように私は考えるわけですが、まずこの提言に対して農林省当局としてどのように受けとめておるか。これはひとつ渡辺政務次官にお答えをお願いしたいと思います。

○渡辺政府委員 われわれ市場法をこしらえて先年から国会に上程しておったわけですが、たまたま物価安定会議で、私どもが市場法を改めよう、こう思っておったようなものについて、ぜひそうすべきだ、これは偶然の一致みたいなものでありますが、そういうことを言っておるわけがあります。いろいろな物価安定会議でも申し上げておりますが、さて当面具体的に何をやるかということになりますと、なかなかきめ手というのは、市場法の改正というよりもが、一番先に出てく

る。そこでたとえば卸売業者の関係等にいたしても、買い付けの余地を拡大する、あるいは相対の取引の余地を拡大する、転送の余地を拡大するとか、あるいは相対の取引を市場法の中に導入するとか、相対価格を公開するとか、いろいろせり売り人の地位の特権化をはかっていくとか、買参を緩和するとか、こういうふうなことでですね。そういうようなことを今回の市場法の中にはいろいろと盛り込んだわけがあります。したがって、農林省としては物価安定会議の提案の中で、当面すぐにはできないというふうなものについて、まず市場法については、これを速急に御審議をいただいて、ともかくこれを成立したいということになります。

なお、野菜類の問題等につきましては、団地の指定とかいろいろそういうことをやって、安心して野菜をつくれるような道を強化していく、こういうことで受けとめておるわけでございます。

○小宮委員 ただいまの答弁によりまして、物価安定会議の提言と、農林省の考え方が偶然一致をしたということ、この市場法の中にはそのことを織り込んでおるというふうに説明がありましたけれども、私はやはり物価安定会議の提言の線より、この卸売市場法案の内容というのは後退した線ではないかというふうに考えるのですが、そういう点は、後退した線とは農林省は考えていないわけですか。

○渡辺政府委員 後退したとは思っておりません。よく読んでいただければわかるように、その提案の中でも、具体的にどういうことをどういうふうにするか、というふうなことは出てまいりますが、なかなかはっきりしたことはすぐ出ないわけなんです。それで、当面する問題としては、すぐにやることができるというものは、私が先ほど申し上げたようなことをやはり取り上げておりますから、われわれはできるものからすぐに取りかかる、こういう姿勢で、私は提言と同じことである、提言をすなおに取り入れて努力をしておる、こういうふう

に御理解いただきたいと存じます。

○小宮委員 その点について、あとでまた関連して質問いたします。

それでは、この現行の市場法に基づく中央卸売市場が全国で二十八都市、五十八市場、十三分場となっておりましても、実際それを政令では十五万以上の都市に中央卸売市場をつくるということになっておるわけでありまして、人口十五万以上の都市というのは、いま国内で数は幾らありますか。

○小宮政府委員 人口十五万以上という二百あるはずでございます。

○小宮委員 それでは、二十八都市、五十八市場とすれば、非常に下回っているわけですが、これに強制的なものではないので、任意的なものだから、そういうものをつくらうとつくるまいと自由だけれども、やはりそういう卸売市場というものが流通機構上大きな役割を示すという意味から見て、非常に少ないということに意外な感じがするわけですが。

そうしますと、地方に行きますと、あまり卸売市場法に基づく卸売市場をつくってみてもうまいがないというふうなことも私もいろいろ聞くわけですが、そうすると、そういうふうな二百の都市に対して、五十八市場しかないということについて、いまのそういう地方の卸売市場の方々に聞けば、何か魅力がないというふうなことを言っておるわけですが、農林省として、全部で二百ぐらい、百以上ぐらいできればいいわけですが、けれどもでき得ないわけですね、そういう理由についてどういうふうに考えているのか御答弁願いたいと思います。

○渡辺政府委員 これは確かに日本全国から見れば、五十八ということは十分だと思っております。少ないと思えます。しかし、一ぺんに百にすると申しまして、市場をこしらえるというものは、国だけの計画できっちりつくるわけにはいかないのです、まず受け入れ側の市とかあるいは現在実際に市場をやっている人たちが、卸売人

もあるでしょうし、仲買人もあるでしょうし、あるいは小売屋の団体もあるでしょうし、そういう人たちにやはり中央市場というものがなければならないというふうな御理解をいただかなければならぬ。ところが、なかなかこの理屈はわかっておつても、多少利害が食い違ふというふうなことが、部分的な問題では近視眼的に見ればあるでしょう。

そこで、それを強行するというふうなことはできないのであって、やはりこれは皆さんの御納得を得て円満にこれをつくって、そして十分に活用してもらおうというのが卸売市場の趣旨でありますから、したがって急に一ぺんにふやすというわけにはいかない。そこで政府としてはそれを誘導するために、いままでの補助率のようなものを相当大幅に引き上げたり、新設ばかりでなくて古い市場も今度は設備の改善等まで補助をつけるなど、いろいろそういうふうな市場の助成体制というものを強化して誘導していく、こういうふうにして思っておるわけですが、したがってどんどんそれが受け入れられるということになれば、これはやはり国としても、またそういう段階になって地元でどんどんあつちもこつちもつくりたいということになってくれば、またその数をふやしていくということも考えていかなければならぬまい、かように思っております。

○小宮委員 いま政務次官が助成対策で誘導するということをやられて、補助の面でもやはり引き上げていくというふうなことも考えなければいかぬのではないかとこの答弁がありました関係で、ちょっと質問しますが、この七十二条に「当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる」となっていますね。そうすると、これはあくまで建物とか機械だとかに對しての補助であつて、市場を開設する場合、特に現在のように、市場が従来のままの市場であつたり、非常に狭隘になっているというところで、やはりこれを配置がえをしなければならぬような問題

が起きておるわけですね。その中で、たとえばこの新たに起こるかのような場所を移動する場合に、用地の取得、これが非常に大きな問題になってまいります。用地を買収するのには、特に市街化区域とか、市街化調整区域にしても同じで、相当の資金を要するわけですが、この補助の対象は、建物とか設備とか機械とか、そういったものに対しての補助の対象にしかなくないのです。そのことについて、せっかく渡辺政務次官が、今後助成体制を強化して、いこうというところから、この土地取得に対しての助成についてはどういふふうに考えられておりますか。

○小暮政府委員 卸売市場を建設いたします場合、あるいは移転します場合に、用地の取得費が補助費の中のかの割合を占めるということは事実でございます。三十億ぐらいの規模でやりましたような場合に、そのうち十億ぐらいが用地取得費であるという例も最近ございます。ただこれは、地方自治体が地域の住民の生活の安定のために市場を開設するという要素もございまして、そこへ産地から送ってくるものが安全にという意味からいって、生産者ももちろん受益者でございます。それからいろいろと関連する業者も受益者でございます。したがって、基本的には地方自治体が地域の住民のために市場を開設する。開設者が地方公共団体でございます。そこで補助の体系としては用地の取得は地方公共団体の起債ということで、起債のワケでこれに対処する。ただその上に建てます施設、これについて施設の性格を見ながら、できるだけ高率の助成をいたしますことによつて、全体としての総事業費に対する国の助成の割合を上げていきたい、かように措置しておるわけでございます。

○小宮委員 そうであればなおさらのこと「十分の四以内を補助する」という問題について、土地取得については地方公共団体が起債を仰いでやるということが答弁されたわけですが、そういった意味では、先ほどの政務次官の話もあ

りますし、この補助率の十分の四以内というのをむしろ十分の五にするとか六にするとかいうように補助率を引き上げていくべきじゃないのか。それでやはりこの法律に基づく地方卸売市場というものが全国的に設置をされるということがこの法律の目的でもあるし、また望ましい姿ですから、そういう意味でこの補助率の問題について引き上げる意思はないのかどうか、その点ひとつお答え願いたい。

○渡辺政府委員 御承知のとおりいままで新設市場の補助率というのは三分の一だったわけですが、それを十分の四と四割まで引き上げる。それから既設市場の場合は五分の一だったものを三分の一までは引き上げられる。以内ということばを使っておりますが、これは予算との関係もこれあり、御趣意はよくわかるのですが、ただにしてしまえば一番いいのだけれども、なかなかそういうわけにはいかない、国の財政との問題もありますから。しかし助成の補助率というものはある程度皆さんこれでやってみて、なかなかついてこないというよりなときはもっと刺激策をとるということも考えられると思います。しかし予算もきまつたことでもあるので、これでさしずつめやっていきたい、かように思っております。

○小宮委員 それじゃこの卸売市場法が成立した場合、現在また法律に基づく市場というものが全国で三千五百六十四くらいあるといわれております。そうすると、これとの関係は、やはりこの法律が成立すると地方にある三千五百六十四、これは全部かどうか別にして、一定の基準、一定の要件を備えたところは地方卸売市場として指定をしますか。

○小暮政府委員 地方卸売市場につきましては、できるだけ望ましい規模のものに再編成しながらこれを確立していきたいと考えております。国がつくります整備方針並びに整備計画を念頭に置きまして、関係都道府県知事が県内の市場の整備計画をつくることとなります。いまございます青

部新法のもとの地方市場に指定されるというふうには考えておりません。これはそれぞれ地域の市場の整備計画を立てた上で逐次法律に基づく市場としてこれを整備していくと考えてござい

ます。

○小宮委員 いまの卸売市場の場合は政令で人口十五万以上になっております。そうすると、地方卸売市場の場合はそこで何か人口を五万以上とか三万以上とかそういう基準を定めるわけですか。そうじゃなくて、いわゆる農林省が考えておるような一定の要件を満たしておるところは全部指定するということ考え方はどうか。

○小暮政府委員 地方卸売市場の場合には人口何万以上という考え方はございせん、その施設が政令で定める規模以上のもの、というふうに法案の二条ではうたてられておまして、市場の大きさを一応描きまして、それに達するように整理統合をいたしながらこれを法律に基づく地方卸売市場ということで整備してまいりたいと考えております。

○小宮委員 最近流通機構についていろいろ問題になりまして、そこでこの流通機構を簡素化して中間マージンを減らしていくということで産地と消費地とを結ぶ直結方式が最近非常に盛んになる傾向がありますけれども、昨年十一月に宮崎県の仲買人制度を廃止して、生産者が入札の手数を払ってせりにかけて、それで仲買人を通じて買っておった小売業者とか消費者が直接買取ることができるといふ青果物の自由市場ができましたね。この点について私は非常に関心を持っておるわけ

れども、しかし、これは一つの新しいアイデアとしてわれわれが目すべき問題ではなからうかというふうに考えますので、その宮崎県の都城市における自由市場、これがどういふふうな運営がなされて、うまくいっているのかどうか、その点調査しておられたらひとつ御報告をお願いしたいと思います。

○小暮政府委員 現在宮崎県にはそういった地方の市場を県として規制する条例がございせん。また私どものほうも直接指導監督するような仕組みになっておりませんので、制度的な報告等を徴したことはございせんけれども、私も都城市にできました都城青果卸売自由市場についております市場のことは担当者から報告を受けております。都城の周辺には、現在すでに都城の市営魚菜卸売市場というのがございまして、ちょっと数字は古いですが、四十三年の実績で五億七千万円ほどの荷物を扱っておるようでございます。そのほかに都城中央青果卸売市場、これが年間三億四千万円、さらに丸協青果あるいは都青果あるいは三州青果といったような小さいものがそれぞれ一億五千万、三千万、七千万というふうなことで、合計五つの市場が四十三年度八億九千万程度の青果物を扱っておるようでございます。これは一応条例がございせんから、いずれも任意の市場というところからいって、そのほかにいま御指摘の都城青果卸売自由市場というのが昨年でできたというふうに聞いております。これは設立当初の意図等をいろいろ聞いてみますと、地場消費だけではないに、そこへ荷を集めて県外に出荷するといふようなことも考えながら始めたようでございますが、その後の推移——これはまだ昨年十一月からでございますからもう少し息長く様子を見なければわからないと思いますが、その後の推移はなかなか農業協同組合からの青果物は入荷しないというところ、逆に農業協同組合のほうはできるだけ農協としての組織を強化しようというところに努力いたしておるようでございます。この市場に

対しては個人出荷という形で取り扱い高も必ずし

も当初予定したような金額にならないというふう
に報告を受けております。

○小宮委員 私は、そういう新しい芽はえにつ
いては、いまのような状態の中ではやはりこれを
育成強化していくという方針が必要ではないかと
いうふうに考えます。その点ではこの卸売市場法
も大事ですけれども、やはりそういう既存の流
通機構に対して新しい流通機構の問題が出てきた
場合は、政府としても農林省としても、何かそう
いったものに対しての助成措置というのは全然考
えていないのか、その点ひとつお聞きしたいと思
います。

○渡辺政府委員 たとえば生産者と消費者の直接
取引ということについて政府は助成をしないの
か、こういうふうな御趣旨だと思いますが、助成を
しないというのではございません。たとえば集配
センターのようなもの、戸田橋にも全販でつくっ
ておりますが、ああいうようなものも実験的に
は助成をしておるわけです。しかしながら、いま
までの長い歴史というものを振り返ってみると、
生産者と消費者が直接円滑なる取引を恒久的に
できるというためにはいろいろな条件が必要でな
い。いまのように生産者のほうはなるべくまとめ
てたくさん品物を出したい、消費者個人個人は
同じものでなくしてバラエティーに富んだたくさ
んの品物を少しずつ食べたいというようなことが
あるわけですね。したがってたくさん品物を多
種類に集めるということになりますと、生産者と
消費者の直接取引と申しまして青果物等におい
てはなかなかむずかしいというのが現状ではない
か。しかしながらやってみようというふうなもの
もあるのです、そういうふうなものについては政府
は阻止するとかどうとかいうのではなくて、現
在のところ実績がはつきり確立されてない以上
は、助成して一般的におすすしめしますというこ
ろまでは踏み切れないけれども、実験的、モデ
ルケース的にやるものについてはひとつやっても
らおう、基本的にはそういう考え方であります。

○小宮委員 手数料の問題にちよつと関係するの
ですが、手数料を見てみますと、卸売人の手数料
は野菜が八・五％、果実が七％、水産物が五・
五％、食肉は三・五％になっておりますね。そう
すると最近卸売会社が非常にもうけておるとい
うような話があるわけですよ。昨年あたりでも、前
半の半年間で大体一年分の利益をあげておるとい
うような話も聞いているわけですが、たとえば東
京の神田なり築地なりこいうふうなところでど
れくらい利益があがっておるのか、そういうこと
まで農林省はつかんでおられますか。もしつ
かんでおたら教えてもらいたい。

特に野菜関係なんかは取り扱い量が少ない場合
は価格が高くなる、多い場合は価格が安くなるけ
れども、量でこなすということで結局卸売会社は
あまり損がない。どつちへころんでももうかる
というふうな結果にもなるわけですが、それ
で、いま築地だとか神田あたりの卸売会社の経理
状況は実際決算上はどうなのか。もうけておるの
かおらぬのか。われわれもだいたいもうけておるの
じゃないかというふうな気もします。それで、そう
いったことについてもしつかんでおられればひと
つ御報告をしてみたいと思ひます。

それと同時に、手数料が野菜とか果実とかい
う違つておりますが、これはどういふ関係で手
数料が違ふのか、その点もあわせてお答え願いた
い。

○小宮政府委員 最後のお尋ねの物によつて手
料のパーセントが違ふというの、それぞれの物
の単価が違ふ姿をある程度反映いたしておるわけ
であります。

それから中央卸売市場の卸売人の財務及び損益
の状況につきましては、一応全国平均の数字でござ
います。傾向を申し上げて御理解の参考にい
たしたいと思ひます。

青果の例で申し上げますと、昭和四十年には税
引き後の純利益が〇・五三％。以下年次を省略し
ますが、〇・五三、〇・五七とまいりました。が、
四十三年の大暴落のときには〇・三八、その後四
十四年は〇・六六というように比較的に戻り
まして、四十五年はまだ決算結果を整理いたして
おりませんが、四十四年と同程度、またはそれよ
りややよいということではないかと見ておりま
す。

○小宮委員 その点については報告するほうもま
ともに報告をしておるのかどうかよくわかりませ
んから、おたくでつかんでおられる数字だけは一
応了解いたします。

それから、今度卸売市場法案が成立するのを機
会に、従来の卸売市場というのとは相当古い年月を
経ておるので非常に狭かつたり、それからそのた
めに非常に交通渋滞の原因になっておるところが
かなり多いので、その意味では卸売市場の配置を
考え直すべき時期に来ているのじゃないかという
ようなことも考えるわけですが、こいういった問題
について農林省として何か具体的に改善しよう
という考え方を持っておられるのかどうか、その点
を一つお尋ねします。

○小宮政府委員 卸売市場の整備の問題点の一つ
として、過密都市の卸売市場をどうするかという
問題がございます。もちろんそのほかに地方都市
をどうするかというののもう一つの力点でござい
ますが、いまのお尋ねの過密都市の問題がかねて
から一つの重要な課題であるというふうに考えら
れておりまして、卸売市場審議会におはかりしま
して、特に過密都市の市場をどうするかというこ
とをかつて検討していただいたことがございま
す。昭和四十三年にその答申をいただいております。
したがって、たとえば東京都でございすれば、神田と
か築地とかあるいは在野といつたような既存の市
場をそれぞれ改善することはもちろんいたします
が、そのほかに板橋とか砧とかさういふいわば外
郭環状線沿いの周辺部に、地域の消費量の分布を
将来の動向まで十分考えて新たに市場をつくらう
というようにすることが当時の答申として出ておりま
した。それに即して現在一部はすでに建設の仕事
を取り進めております。それから大阪につきまし
ても、当時、本場のほかに東部の分場がやつとで
きたといつた段階でございましたが、さらに北部
分場の建設について大阪府並びに関連の市が現在
寄り寄り協議中でございます。これはそれぞれ
既存の市場を整備いたしますのと並行して、周辺
地帯に卸売市場を新規に建設するというものの考
え方でございます。

そのほかにさらに東京都のように、非常に巨大
な消費が集まつておつて、しかもそこで実際消
費いたしますのは必ずしも東京都内の居住者だけ
でなくて、昼間の人口といふことからもいいますと
周辺の神奈川、埼玉、千葉等からも膨大な人口が
流入してくるというふうなわけで特殊な地帯が
ございます。いま申しましたように新たに市場を建設
いたします仕事のほかに、さらにそういう地帯全体
をにらんだ大きな集配のセンターというものを建
設する必要があるかということで、現在大井の埋
め立て地を念頭に置きまして、大井市場の建設に
ついての研究ということを別途手がけておりま
す。これは大井地区の需要といふことでなしに、
東京の巨大な需要に対して各地に市場が建設され
ますのと並行して、さらに大井で大きな荷物の集
配をいたしましてそれぞれの市場に対する物の基
地になるというふうな機能がそこで果たせないか
どうかという、そういう商業機能の分担について
の検討を含むわけでございます。必ずしも物的
な施設をどのようにしたらよいかということ
に組み立てていくかということの研究を含めてお
ります。

○小宮委員 それから、この法案についていろ
ろ意見を伺つていまして、卸売人からいろいろ
な意見が出ておるわけですよ。この卸売人の人た
ちが言つておられる意見に、七十二条の一項、二
項がございますけれども、ここでひとつつこうい
ふふうに考えてもらえぬだろうかというふうな意見
が出ておるわけです。これは非常に強い意見とし
て出ておりますのでちよつと見解をお聞きするの
ですが、国や都道府県が生鮮食料品の需給調整上

必要な流通施設の整備にあたって、助成金の交付ができるよう何とか考へてもらえぬだろうかというふうなことを非常にあちこちで聞くのですから、そういった意味でこの点についてひとつ事務次官の見解を承りたいと思います。

○渡辺政府委員 公共団体には助成することになっておりますが、卸売人に助成するということは考へておりません。御承知のとおり卸売人は幾ら許可制といつても営業をやっておるものですが、手数料その他の適正なものを定めて普通にさへやればちゃんとやってくれるようになっておるし、配当もできるようなになっておるのですから、卸売人にまでなかなか助成というわけにはまいらぬだろう、かように思います。

○小宮委員 先ほど質問した、結局現在の市場が非常に狭隘になっておるといふこととか、また交通渋滞の原因になっておるといふようなことで、先ほどそれに対してどう考へておるのかというふうな質問をいたしました、今度は一つ具体的に長崎に例をとつてみますと、幸い長崎の漁港拡充整備計画をやっておりますけれども、これは四十四年から四十八年までだということ、再来年、再来年までかかるわけですね。そうして私も長崎の青果市場また魚市場の現状を見てまいりますと、朝のラッシュのときは身動きもできぬ、そこを人が歩くにも非常にあふなくて見ておられぬというふうな実態が出ておるわけですね。したがって、そういうふうな意味でこの四十四年から八年度までに完成する漁港の拡充整備計画を、これはもう現状ではこれ以上は放置できぬというふうな問題が起きておりますので、その点については四十八年度までというのを、できるだけ、一年でも繰り上げてひとつ明年度中にでも完成できるように考へてもらえないかどうかということなんです。特に長崎港の場合は、従来の漁船なんかは大体五十トンから百トンであつた船が、現在の船はみんな二百トン以上ですから、岸壁も狭いし、荷揚げも困つておるし、それに交通渋滞ということ、市場の機能が麻痺しておるような状態ですから、そういう

意味で、これは水産庁長官でもけつこうでなし、渡辺政務次官でもけつこうですから、とにかく四十八年度までの長崎港の漁港整備計画を七年度までに、明年度中にでも完成できるように検討願えないものかどうか、検討してもらいたいということなんです。

○渡辺政府委員 いさひは水産庁長官から答弁をさせますが、あなたのような御意見は地元の関係団体、地元の国会議員等からも言われております。したがういまして農林省としてもできる限り、全部についてということは無理ですが、その主体となるようなものについてはこれを繰り上げてやるように目下鋭意努力中であります。

○小宮委員 鋭意努力中ということでございますが、ここでそれは明年度中に完成します、やりやすというふうなことはつきりしたお答えを聞きたいのですが、どうでしょうか。

○渡辺政府委員 これは来年の予算を取つてみないと、来年のことを確実にやりますというわけにはまいりませんが、そういうふうな御要望はよくわかつておりますから、これを繰り上げてやるように努力をいたしておりますということで大体おわかりいただけるだろう、こう思います。

○小宮委員 これは大臣の所信表明の中を見てみても、水産物産地流通加工センターの問題が出ておりますね。この問題について現在予算を見てみましたが、一応予算がついておりますが、この形成事業を実施する箇所は、四十四年度の指定は青森県、八戸、鳥取県の境港、山口県の下関、長崎県の長崎、北海道の稚内というふうになっておるわけですね。四十六年度から実施作業に入るといふことなんです、いま予算を見たら四億二千万くらい計上されておりますけれども、この五港とも今年度は全部調査は終了して実際仕事に着手するということなんです。

○大和田政府委員 四十四年度から流通加工センターの調査を始めまして、四十四年、四十五年で大体調査が終りまして、この分については四十六年度から一斉に事業にかかるつもりでおります。

す。そうして一つの加工センターについて三年間事業を終えるというつもりで予算を組んでおるわけでございます。

○小宮委員 この予算書に計上されておる補助額の四億二千万というのは、各県から出されたものの申請した額とは差がありますか。

○大和田政府委員 私ども予算の要求をいたしますときは、県のマスタープランをもとにして理想的な案をつくるわけでございますが、予算折衝の過程においてまず四億二、三千万円というところに落ちついたわけでございます。これに基づきまして現在各水揚げ港におきまして具体的なプランをつくつておりました、大体三月一ぱいにはその計画が各県から出てくるであらうと思ひます。四億二千万円と申し上げても、三割補助でございますから相当な額でございますし、また毎年毎年大体五つぐらいつつ積み重ねていくつもりですから、流通加工センター全体の事業費としては相当大がかりな計画でございます。

○小宮委員 この流通加工センター事業については、生産施設をはじめ、福利厚生施設からあるいはその他の関連施設並びに汚水処理だとか脱臭装置などの公害防止施設も当然やらなければいかぬと思うのですが、この補助の対象は、全部そういった公害関係の防止施設にしても福利厚生施設についても補助対象になるわけですか。

○大和田政府委員 補助対象をいたしましては、市場関係は大体中央卸売市場の関係と同じとお考へたいでございます。それに付加しまして、製氷施設あるいは冷蔵施設等のいわゆる冷蔵冷凍施設でございます。それから加工団地等をセンターの中に置くつもりでございますから、加工業、それも当然共同施設に限るわけでございますが、魚体処理施設でありますとかあるいは魚かすの製造施設でありますとか、そういうものの共同施設は補助をいたしたいと考へております。さらに公害関係で汚水処理施設等も考へておるわけでございます。

○小宮委員 きょうは私は協力しましてこれくら

いで質問を終わりますから、この次はひとつ時間をたっぷりもらいたいと思ひますから、その節は委員長によりしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

○草野委員長 美濃政一君。

○美濃委員 私は、ただいま提案されております卸売市場法につきまして、若干質問をしたいと思ひます。

まず第一に、最近生鮮食料品の値上がりで国民大衆は非常に苦しんでおるわけでありまして、これは、必ずしも市場だけで安定はできないと私は考へておりますが、まず関連いたしました、野菜の生産確保あるいは生産計画、こういうものは農林省としてどういう方法で、どういふふうに対策をしていくのか。絶対国民に迷惑をかけない、生産確保しますという責任のほどをまず先に聞きたいと思ひます。

○渡辺政府委員 なかなかこれはむずかしい質問で、一口に申し上げることは困難でございますが、農林省といたしましては、まず野菜の需要に見合った供給、これをしてもらわなければならぬ。年々野菜の消費は伸びております。したがういまして、ことしなどもすいぶん野菜の値上りの問題があるのですが、神戸市場に入つた野菜は去年よりも実際は割増しが多い。普通の年なら割増しはせいぜい一割、二割くらいですが、ことしは最近まで高かった。ということ、やはり需要が伸びておるといふことであります。したがういまして、農林省としては今回は転作等にも野菜を取り入れて、計画的な生産体制というものをつくつていただきたい。しかし生産者のほうにすれば非常に不安でありますから、大消費地に野菜を供給する指定団地、こういうものも数をふやして、野菜の指定品目もふやして、安心をしてつくつていただくようにいたしまして、生産者団体あるいはそれを指導する都道府県、市町村、農協、こういうふうな方といたしましていろいろ協議もし、要請もしてきておるところでございます。

○美濃委員 客観的にはいまのような御答弁をされますが、しかし、実際問題としてはこの野菜価格の推移を見ますと、三十五年からつい最近の四十四年の中ごろまでは、ほとんどそういう農林省の指導で、生産者は生産に努力をしたわけですね。その結果、潤沢に出回って、野菜の価格は小売り物価平均よりもこの期間ずっとある程度下回った水準で推移してきた。その間に、私は生産者のいわゆる再生産確保という経済性が非常に困難になってきた。物価は上がっていく、こういうことで生産が停滞をしたと思うのです。その現象が四十五年からあらわれてきた。四十五年の春先が非常に高くて、一時、八月、九月、最盛出回り期はちょっと下がったけれども、四十五年の暮れから四十六年に入りまして、現在も、ものによつては少しく安くなっておりましても、平均水準からいくと、小売り物価の平均よりも高い水準で野菜は推移しているのではないかと、二月末も高い、一月末も高いです。こういうふうになるといふのは、生産が停滞しておるからだ。これに対して、今度、消費者のほうには、もう物価問題については政府を信頼することができないという動きが出てきた。これは野菜に限らず、あるいは商品の不買運動が消費者の中から起きてくる、あるいはあまり高いので、生産地と直取引が始まる、こういうのはいづれもいわゆる市場に対する不信、国民の政府にはもうまかしておけないという気持ちのあらわれだと私は思うのです。これは一面何でもないように見えるかもしれないけれども、たいへんな状況が起きてきているのではないかと、そうすると、一面直取引もけっこうでしょうけれども、特にこれから東京や京阪神に参りますと、このような交通事情でありますから、そういう中を直取引が始まってさらに交通量がふえるということは全体的な問題からいって好ましいことではない、こう考えるのです。

一例を申し上げますと、そういう安値の中で、この前の二十一日ですか、日曜日、私は埼玉県の近郊地帯に行つて見ました。しかし、東京で

は高いといえますけれども、生産者の庭先に行つてみると、長い話はできませんが、一日七、八百円ぐらゐにしかならない。いま埼玉県はホウレンソウの最盛期で、ホウレンソウの収穫をしておりまして、一日ホウレンソウを収穫して束にしてきいにして市場に出荷するようにすると、収穫作業だけで十一時間。十一時間働いて市場へ出荷するようになれば、その束のものが千五百円ないし六、八百円というのであります。収穫作業だけで千五百円ですから、肥料代からその前の除草とかまきつけとか、そういう時間を全部入れると一日七、八百円ぐらゐにしかならない。ですから若い人はやつておりません。全部他の職業に出てしまつて、農会議員の人も案内してくれただけですが、一体年寄りがいなくなつたらどういふホウレンソウはどうなるのか、だれがつくるのかと言つたら、農会議員の人は、これは冗談でしかたない、自衛隊にでもつくらせるよりしかたがないと言つて笑つておつた。これはそのときに出一つ、冗談です。冗談は冗談として、私はいまの状態からいつたら生産が切れてしまふのではないかと、思ふのです。一定の地域においては、そういう危険性すらある。そういう野菜の収穫作業をやつておる者はいづれも高齢層です。五十歳以上です。中には御主人が家から通勤しておつて、年寄りとおとさんがやつておる家もありましたけれども、大衆をなすものは高齢者労働でまかなわれておる。これは生計のためにやむを得ぬから一日七、八百円でもやりますけれども、しかし若い人はそういうこととて、生産費は非常に安い価格である。片や小売店頭を見ると非常に高い、こういうことなんでありまして、生産を確保するといふことは、生産価格の維持できない生産を机上のプランでいつてもできないと私は思ふのです。片や消費者の基準価格を維持しなければならぬ。通俗に言うならば、安い野菜といふべきけれども、安い高いの問題は別といたしまして、消費者経済から見た基準価格というもの、小売店頭で守られなければならぬ。と、お

のずとそこには生産価格、流通の経費、これが店頭へ並んで消費者の台所の基準価格というものの、この三段階が形成されていかなければならぬと思ふわけですね。それに対してどう考へておるか。生産価格はどういふふうにして維持し、流通経費は何が妥当であるか。生産価格に対してそういう計画性がなしに、ただ市場法だけを改正して、そして山買人もおれば卸売業者もそのままで、若干ニュアンスを変えて市場法だけ改正しても、ただいま申し上げたような状態の根本的な対策にはならぬじゃないかと私は思ふわけですね。ですから、それは市場法とは別にやるんだ、こういう政策、しかし私は考えますに、近代的流通といふものは、ある程度そういう荷引きなり計画性あるものは、一つの流通経費の基準といふものが市場機構の中にも若干そういう機能が動くようにならないと、片や生産は生産だ、市場は荷引きに対する計画性もなければ、ただ日々出てきたものを売り余してはいけません。高くても安くてもたいてい売つてしまふんだ。切れば上がるのはあたりまえだ。市場はそういうふうになり全くと需要と供給とかに關係なく走つておる。こういうものでいいかどうかという問題があるのです。近代的な流通といふものは、そういうものが市場の中で多少計画的に動くようなシステムでなければならぬのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○渡辺政府委員 野菜の高値問題を市場だけで直せといつてもそれはとてもできないと私は思ひます。高値の原因といふものはいろいろ考へてみなければなりません。一つは何といつても品不足といふことになれば非常に高くなる。ことしの野菜のあれを見ても、ビニールハウスでつくつたような野菜が案外値上がりをしていない、露地野菜のようなもので、たまたま育成期に干ばつがあつたりあるいは特に非常に寒かつたというふうなもの、比較的値上がりをするといふことを見ますと、それはやはり生産対策といふものに相当手を入れなければならぬ、これは当然のことだと思ひます。ですから農林省といつたしましても、天候に左右され

ないようなビニールハウスをさらに奨励するとか、あるいは畑地かんがいというものををもつと広げていって干ばつの影響のないようにするとかいう手も総合的に打つておるわけでありまして、確かに東京の近郊等におきましては野菜といふのは非常に手数がかかる、野菜づくりよりもっとかかる商売もあるといふようなことで、年々つくる人が少なくなつておる。あるいは農家自身が、昔ならともかく冬ごもりで、大根でも葉っぱでも農家の方が三月ごろまで食ひ分は確保しておいたものであります。ところが最近はそのうち食ひ分はあましくなくなつて、農家もまた野菜を買つて食ひたいやうなこともなつておる。したがつて産地の問題も、いままでのように市街化の東京の中とか、東京にすぐ接続した地域ばかりでなくして、もっと遠距離の地方に集約的な野菜団地をつくらせる必要がある。これは道路交通網等も整備されて舗装になつたし、荷の痛みも少なくなつたといふような点から、農林省もいたしましては大都市と先ほど言つた野菜の指定団地といふものを結びつけて、その需要に見合つた生産といふものを誘導するようにやつておるわけでありまして、でありますから、もつと生産体制を強化していくといふことについては私は大賛成で、農林省は着々そういうことを実はやつておるわけでありまして、決して市場法だけで野菜の供給を円滑にしたり値段を安定させたりといふようなことは考へておりません。それと合せていろいろな政策をやるといふことであります。

○美濃委員 具体的に体系をお伺いしますが、この間私が行つて見たときに、これは全くのホウレンソウの一例です、ホウレンソウをもつて全体を律するわけじゃないのですから。一わ四百グラム、百ばを畑から抜いてきて、きれいに掃除をして束にして市場に出すだけの作業をする、朝八時から晩九時までかかるわけですね。世俗でいうと根の要る仕事で、そういう野菜の出荷作業といふのは、体力があつても体力で量を消化できないやうな作業ですね。健康であれば、年寄りと若い人のあまり能率差といふのはないやうな作業内

けておるといふような点は、私は御指摘のようなものがあるかと思ひます。したがって、これらについてもなるべく大量に取り扱われるようなくふうといふものをやつていかなければならないし、一方スーパーや生協のようなものが市場に直接買参人を入れるという道も開こうとしておるわけです。それと同時に、やはり農協の集配センターのように、大口の消費者のものが生産者と直接取引をするという道も、政府は助成をして開いておるわけでありますから、いま言つたような理想的な、まあ大体生産者の倍とまりといふのは、常識的に考えてもわれわれもそう思ひます。したがってそれに近づくようにいろいろくふうをしていきたい、こう思つております。

○美濃委員 そのくふうの段階ですか。それ以上の計画はないんですか。もう少し具体的な……。

○渡辺政府委員 計画がありますから法案をこしらえたり、集配センターに助成をしたり、団地については指定団地をこしらえ、たくさん生産を増強させたり、また生産者のほうもなるべく機械化、省力化といふものを取り入れさせて、一々みな手で細々やらなくても、相当大型な団地で省力的な栽培ができるようにわれわれはやつておるのであって、もう事実予算においてもそういうようなそれぞれの予算は組んでおるわけです。御必要があれば、担当者のほうから詳細なものについて説明をさせたいと思ひます。

○美濃委員 時間の關係で、予算は大体わかつておりますからいいです。

そういたしますと、御存じのように、小売物価の中で生鮮食料品くらの変動性のあるものはないわけですね。穀物は大体安定しておりますから。そうすると、この市場法によつて、流通経費の圧縮、流通体系の改善、生産の合理化によつてあるいは出荷の体系の改善等によつて、この波はどのくらいに押える計画ですか。そういう目標がなければいけないと思ひます。この波が出た場合にはやるのですが、これは生鮮食料品以外の小売物価のようになだらかな、こういう線をとれ

とは言いません。一挙にこういう体系になるとは無理ですけれども、少なくともこの波は圧縮せなければならぬ。その計画はどうですか。私に言わせるなら、冒頭その計画目標を示して、そのとおりならなかった場合には、そこに責任をとつてもらわなければならぬと思うのです。これだけ国民が政治、政府というものを信用しなくなつておる。ある程度責任を持つてもらわなければならぬ。いいかげんな答弁をして、そうして状態は依然として変わりなくて、無責任だということに政治不信というものが高まるのではないかと思う。少なくともある程度言つたことに對する責任を果たすという意識を持つてもらわなければならぬと思うのですね。それは無理なことは言いませんけれども、こういうことが下がらぬければならぬのですから、最大公約数をどこまで、こういう価格変動を全体的な計画の中で農林省としては押えるか。またこれから指定生産地域あたりに對して農林省は計画を指導するわけでしよう。その計画に對してそこを来たしておる。過剰生産を起こさせた場合のその損失はどうか責任をとるのか。その責任が明確でない、農民は農林省のいう反對をやればいいというのが――次官も聞いておるでしよう、そういう農民がいう真実の話を。農林省の指導と對りやたら正直者はばかをみるんだ、指導と反對をやつたほうが安全なんだ、こういうささやきがあるということは御存じでしょう。聞いておりませんか、そういう話は。そういうものですから国民が信頼しないんですよ、生産者も信頼しないし。それで無責任なんだね。ああでもない、こうでもない。ここで言つたことが全然無責任にしてもいい。今度私は、ある程度そういうことを明確にしてもらつて、そのとおりならなかった場合には気の毒だけれども、局長も政務次官も、少しは人間としての責任を考えてもらうくらい意識で政治というものはやつてもらわなければならぬと思うのですよ。すりかえ答弁で何でもかんでもして、そうして日を過ごせばいいというものではない、と思うのですね。どうですか。

す。したがって、われわれは大体通常の、過去の平均価格の二割前後で押えていくようにいろいろなくふうをしておることを先ほど申し上げたわけで、さらにこれから転作等をやつて、その生産者補給金が足りないというところがございますならば、これは私どもとしてはもう少し拡充していく方向で検討せねばならぬ、かように思つております。

○美濃委員 ここでちょっと野菜生産の関連で、国税庁の所得税課長さん来ていただいておりますが、野菜の生産地を歩きますと、所得税が、昔の悪代官が年貢をしぼり取つておつたと同じように、白色申告に対する標準所得基準というものを全く無差別に押しつけておる、こういうことなんです。それが生産地域では非常に問題になつておるわけです。高い高級野菜からあるいは大衆野菜の安いものから、所得九万円ぐらいしかあがつていないものも十二万七千円を申告なさいます。これはどうなんですか。

○早田説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり農業の所得につきましては、全国的に所得標準率というものをつくりまして、標準率によつておおむねの課税をいたしておるわけでございます。これは先生御承知のとおり、農業所得者につきましては、ほとんどの方が、いわゆる営業と違ひまして、記帳をされておらないわけでございます。営業所得につきましては、いま約百五十万人ほどの青色申告者がありますが、農業所得につきましては全国で三万ぐらいでございます。大体において農業の所得者は帳簿をおつけになつておられない。そこで、その場合に、それじゃどういふ申告をお出し願うか。御本人のほうも記帳がないわけでございますので、そういう場合の申告の目安といたしまして、私どものほうで農業所得の標準率というものを作成いたしております。この農業所得の標準率は、私どものほうでいろいろその土地の実態調査もいたします。それから、農業協同組合なり市場なり、そういうところ

ろからいろいろの出荷状況も調べます。同時に、各種の統計資料も使いますが、あわせて、この標準率をつくり出す場合には、市町村なりあるいは農業協同組合、そのほかの農業団体と十分協議をして作成しておる、こういうことが現状でございます。したがって、ただいま先生が御指摘になられましたように、納税者の方々がすべて御自分で記帳をされて、御自分で自分の所得額を算定されることがもちろん理想でございますが、私どももむしろそうであることを願つておるわけでございますが、農業所得者の現状からいまして、そういう方々の申告の目安のために、農業標準率というものを関係団体とも十分協議の上つくつておりまして、私たちの便宜もございまして、農業所得者の申告を調べます場合にも、一応それを目安として御申告願つておるわけでございます。

御指摘がございました、非常に安い所得に対して一律に高い標準率を適用するといふ点でございますが、標準率を作成いたしました場合には、その地域の一般的な作物割合その他全部勘案いたしまして、ある特定の作物だけをおつくりになつておる農家というものは非常に少ないわけで、ネギをつくり、ホウレンソウをつくり、カブをつくる、その方の農地でそれぞれ一定の割合でいろいろな作物をおつくりになつておられますので、それらの実情を十分勘案いたしまして、それぞれの作物割合というものを基本にいたしまして標準率を作成して、これに基づいて申告をお願いしておるわけでございます。もちろん標準率でございますから、個々の農家に全部具体的に妥当するといふものではないかと思ひますが、たとえば、年間を通する雇い人があるとか、あるいは特殊な機械をお持ちになる、こういうような場合には標準外経費として、極力その方の実情に合うように、別途標準率で算定いたしました所得額からそういうものを引く体制を整えて、またそれに従つて申告もしていただいておりますわけでございます。いろいろ御指摘もありかと思ひますが、一

がいこの標準率で私どもが全部強制的に押しつけるというもので必ずしもないわけでございます。むしろ私どももいたしましては、農業所得者がそれぞれ御自分で十分記帳されまして、それに基づいて申告されるということが一番理想的なことであるし、そういうふうにお願ひいたしておるわけでございます。

○美濃委員 もう一回聞いておきますが、その白色申告における農業地帯の標準率は私も覚えております。私は北海道ですが、北海道あたりは作別に標準率を示しますよ。それから、あらかじめ納税者が作付申告をやりまして、作付の実態と作物によつて所得が違ふわけですから、標準率が悪いと言ふのじゃない。ところが、行つてみると無差別ですね。十アール当たり何という標準率をかなりきつい姿勢でおつけになる。これは私行つて実際に見てきたわけですが、農協の組合などで、君たちはどうして農協あたりが少し、これでは——私は標準率が悪いと言ふのじゃないのですよ。白色申告に対してあらかじめ標準率を設定して目安をつけるといふ作業、これを一がいに非難しておるわけじゃないのです。だけれども、無差別に十アール当たり何で、たとえば特殊の、労働力は非常に要するけれども、所得の高い高級野菜も込みにして——作付実態は必ずしもこれと違ひます。その標準率をかなり強要的な姿勢で、全然見ないといふことでもないらしいけれども、かなり強い姿勢でその標準率で申告を押しつけてくるというところで、これはやはり自主申告のたてまえからいって、少し姿勢が強過ぎるのじゃないか。それが無差別ですから、せめてホウレンソウは何ぼ、ネギは何ぼ、あるいは何ぼ何ぼというふうに、品目別に標準率が分かれておると、そして作付の実態にそれが当てはまるようになっておれば、まだその弊害は少ないと思ひのであります。頭から十アール当たり十二万七千円となにするわけですね。そこにかなり無理がある。その調整について誠意が欠けておる、煩瑣だから。結局申告納税取りまとの——蔬菜ですから、具体的

には税務署員も把握になかなか苦労すると思ひますけれども、しかし、もうちょっとやり方を考えないと、実際に標準率で押しつけ過ぎておる、こう思ひます。答弁は要らないけれども、私が目で見えたわけですから、それはひとつ国税庁のほうで、自主申告のたてまえに對してもう少し間違いない指導をしていただきたいと思います。そうしないといふ、やはり課税面からも生産が阻害されるから、大衆の安い野菜をつくらなくなりますが、あんなことをしておつたら、高級野菜とごっちゃにして、九万円しか所得のあがらないホウレンソウに對しても、十二万七千円申告せいとおどしたら、大衆のほんとうのいわゆる指定野菜、安く大衆の台所に供給しなければならぬ野菜が、課税面から生産者は今度意識的にいやになつてきます。安いものをつくらせて大衆の食卓に供しても、こんなに税金をかけられるのでは、つくりたくともいやだといふようなことになりまして、私が実際に見まして、課税方式としてもう少しその点を現地の税務署は意を払ふ必要があると申し上げておきます。

次に、先ほど申し上げたような観点から見ると、市場価格は公正な価格といいますが、はたして市場で形成される価格というものが、それはせりでありまして、その面では売買は公正であるかもしれないけれども、形成されてくる価格というものが生産者の実態や消費者の実態から見ると、市場の取引の中で、穀物取引所ほどはございませぬけれども、ある程度の騰貴性を持つておりますし、騰貴性が全然ないとは言へません。ですから、はたして市場から出てくる価格が公正な価格と言へるかどうかというところに、私は疑問を持つわけですが、取引は、せりやれば取引の手段としては公正かもしれないけれども、価格というものは必ずしも公正に形成されるものかどうか。たとえばああいふ蔬菜市場もそうです。穀物取引所もそうです。旧態依然たる、いわゆる前世紀の踏襲でなしに、近代的な時代の流通といふもの、やはり需給に対する計画的な性質があるいはその

市場責任で、あまり荷物が過大に集まって、そうして市場で放棄されるような、値段が出ないような、あるいはある日には荷引きが足らぬで、消費者が納得できない暴騰をする。そういうことに對して市場の機能というものは、やはりそれを分担しておる流通機構でありますから、将来は一〇〇%の計画に基づく——現在においても一〇〇%それを直ちにいうことは要求はいたしませんけれども、そういう機能のものが市場の中に加わってこなければ、ただ集まったものを、なければ何ほ高くていい、せめて売ればいいんだ、ある一定の時期に對し、あるいはその日のその市場の需要に對して、五〇%も六〇%も多く荷物が入ってきても、それは市場の責任じゃないんだ、市場というものはあれだ、そのときはもうたまたまに売ればいいんだ、余れば投げればいいんだ——近代的な流通というものはそういうものかどうか。それに對して、もう少しそういう面に市場の機能というものが働くように、市場の管理機構なりあるいは卸売りの体系の中からそういうものがある程度高まり、それが漸進的に改良されて将来はこういう——さつき言いましたような価格の変動で生産者がつぶれてしまうようなのも困ります。これは生産者がなくならないから、生産者がなくない段階で暴騰することにはつきりしておるわけですから、そうならない機能というものがもう少し入ってきてもいいじゃないか。ただ、公正な取引であります、取引の手段としてはせりだからいささかの邪心も入ってません、高い安いは知ったことじゃありません、こう言うだけのものではないかどうか、その点どうですか。

○渡辺政府委員 適正な値段というのは何かというお話から始まったわけですが、確かに市場でせられた結果というものが公正であることは間違いない。しかしそれが消費者、生産者にとって適正であるかどうかということは、私は確かにあなたのおっしゃるような点もあると思います。しかし、かりに市場が価格にまでチェックをするというところになってまいりますと、ホウレンソウがだつと入ってきた、大体一キロ四十円で売ればいい、そういうふうに思っておったところが三十円しか値がつかない、値がつかないからこれは売りだめだわいということ、市場でそれは売ればいい、というところにすれば、結局入ってきたホウレンソウをとっておかなければならぬ。ほかの小麦や米なら、それは半年や一年とっておけるかもしれないが、ホウレンソウや野菜のようなものをいつまでもとっておくということは実際問題としてできない。貯蔵といつても、そう長い間貯蔵できないです。ですから、市場がそこまでチェックするということは事実問題としてできないだろう。しかし農林省としては、入ってきたならば幾ら入ってきたとしても、余分に入ってきたら少なくなつても知らぬわ、そういう態度ではありません。これは統計調査部等にもそういう機関があつて、全国各地のいろいろな市場の市況というものを完全にキャッチして、また農業団体にも助成をして、農業団体もそういうふうな市況というものを産地に見ながら毎日のように連絡をしておるわけです。したがって、どうもこれは安くなりそうだしということになれば、出荷もそこで見合わせる。畑のまま見合わせれば鮮度も落ちることがないですから、そういうようなことは、これは自主防衛じゃないけれども、団体自身がいろいろ農林省から助成を受け、自分たちの力で市場の状況というものをにらみながら、出荷を多くするか少なくするかというコントロールをやっておるわけです。そういうことに對しては農林省は助成も援助も、いろいろやつておるわけですから、これは市場本来の業務として、非常に暴落したからひとつ荷を少なくしようとか、高騰したから荷を多くしようというものは、市場本来の目的というよりも、その出荷団体等がそれを見て調整をし、また農林省等が高度の立場から、消費者の声を生産者の声も両方反映できるように総合的に指導をしていく、そういうことしかないのでないですか。私はそういうふう

思っております。

○美濃委員 たとえばそういう方法は、方法としては私はあると思うのです。市場というのか、卸売機構と生産機構を結びつけて、機能的に卸売体系をつくる。そこにはやはり、それから先の需要に對するある程度の把握、その市場の供給に對する把握、責任を持ってそれだけの量は計画的に、その市場はきつと指定生産地域と結びついて、ある程度の需要に見合った計画的な出荷を市場側も示す。ただ一方的に市場はそういう義務は何もないのだ、ですから生産者団体や生産者が判断して調整して出せばいいじゃないか、それもいまままでやつてきた方法でしよう。しかしこれからは市場からもある程度——市場というものは、卸売人として、やはり過大な値引きにならないように市場側も計画的なものを出すというぐらいの機能を持たす必要があるのじゃないか、こう思うわけです。

ただ市場は市場なんだ、売れる売れぬの判断は生産者団体がやるのだから、あまり過大に出して損するようなどことをやるのは、それは生産者の責任であつて、出した者が悪いんだ、こうなつてしまつて、生産者のほうは、それに對して何を自衛的に確な判断をしていか。これはそれに言つておるでしょう。これは野菜の価格安定対策、物価安定対策、この中にもそう書いてある。それを生産者に求めるのは無理だと書いてある。それは生産者には無理です。生産者がそういうことを判断するといつたって、それにかかり切つてしまつて、團體の仕事なんかできない。あまりそういう極端なことが無計画に起きないように、生産者は安心して働いて、収穫して市場へ出す、生産者が安心してやるものでなければ、生産者個々が判断するものでなければ、また農業団体がひとり相撲できつと市場との連絡の結びつきなしに、農業団体だけの判断でそれを適正にしていこうというのも無理があるのじゃないですか。そこを多少結びつけるような考え方はありませんか、こう聞いておるのです。

○渡辺政府委員 私が先ほど申したのは、農業団体だけでかつて出荷の調整をやる、こういうことだけを言っているわけじゃありません。農業団体としてはそういういろいろな情報をいち早くキャッチをして、当然出荷の調整をやらなければならぬ。しかし卸屋さんにいたしましても、ただとんとん品物が入つて、農家がもう来年から再生産しないというほど暴落をして、それによつて卸売人がもうかぬわけじゃありません。長い間で見れば、来年からもう荷がこないということになつてしまふわけがありますから、それは卸売人も、長期で見れば、やはり安定的な価格で安定した品物が入ってくる方がいいのですから、卸売人と出荷する生産者というものは常に連絡を密にして、そうしてどの程度やつたらいいかというふうな情報等も得たり意見も聞いたりして——われわれの知っている範囲では、ミカンにせよあるいは野菜にせよ、いろいろな出荷団体がありますが、現実によく市場と連絡をとりながらやつておるじゃないですか。実際問題としてそういうことはやつておると私は思います。そしてまた今回の市場法改正では、何もそうばらばらにもうけなくても安定した値段で売れるというふうなことも考えられる、ものによつては相対取引というふうなものもあるようにしておるわけですから、今回の市場法というものは消費者、生産者の問題も十分に考えて、硬直した形でなく実情に合うように運営をされるように改正をされておる、こういうふうに御理解をいただきたいのです。

○美濃委員 そういふふうに言われますけれども、実際にかなり無計画な収穫、出荷のために基本的な生産過剰になつて、暴落という価格の維持ができない。同じ中で過大収穫をして出荷したのに、一日、二日前はまことに価格の維持ができたのに、収穫し尽くして無計画出荷をやりますから、やはり一定の——野菜でも圃場に置けば、大体の野菜が二日や三日で収穫し出さなければあとはだめになつてしまふというのはいくらもあ

ないわけですね。大体の野菜はかなりの収穫期間はあるわけですね。それらに対する配慮が足りないという現象が起きておるのじゃないですか。二、三日前に比べると全然生産者価格が維持できないような価格を形成している。そうしてせっかくつくったものを無計画に出してたかたれてしまつて、あとは品切れするから、あと一週間くらいはまたきわめて暴騰してくる、こういう現象がたびたび起きておりますね。あの原因を見ておるとそうそこがうまくいっておると私は思ふわけですね。手近にできておるものを無計画に出荷して、その出荷が消費量を上回つておるために、全然生産費が償われないような価格でたつたかた、二、三日たつと切れて暴騰してくる。こういう現象がかなり見受けられるわけですね。そこがもつとそうならないような状態をやらなければならぬといふこと、それからもう一つは、過大包装があります。生産者に過大な包装が要求されておる面がある。全部じゃありません、ある面では。たとえば最近出てきておる。これもこの間埼玉へ行つて見てきました。ニラといふものをものすごくきれいなダンボール箱に入れて出させるわけですね。中身よりも包装が高いのです。包装が中身の倍もするのだ。私はこうしなければだめなのかと言つたら、こうしなければ。最終消費は箱を食うわけではないのですからいいのだと思ふのですけれども、東京都あたりの中へ持ち込んできまして、それを投げたりしますから、じゃまになりますから、最終消費はニラを食うのですから、箱は食ふわけですから、箱は要らぬと思ふのです。中間がそれを要求すると思ふのです。だから中身よりも包装が高い。こういう過大包装はどうなんだ。どうしてもそうせんければ扱つてくれぬのであれば、ネギがあればニラなんといふものは同種類のものだから、生産を廃棄すればいいじゃないかと私は言うのです。そういうものこそ勇気を持って、もうそんなものはつくりません、私は消費生活の中でネギがあれば、ニラなんといふものはなくてはならないと思ふのです。同系統のものだ

し、ネギよりも特にいいといふものじゃないのです。単なるアイデアでそんなものは出しておるといふわけでしょう。最近においては非常に多様化、多様化といつておるが、やはり生産も合理化し、安定的に基準価格で消費者に届けるということになれば、多様化、多様化といつて、同系統のものを単なるアイデアで品目をふやして、それに過大な包装をして出荷をしておるといふ姿は、私は、生産者のためにもならぬ消費者のためにもなつてないと思ふのです。ですから同系統の多様化は抑制するといふ考え方で、やはり生産も消費も一元的な指導と監督を、もう少し生産から消費の体系の中で、また流通にしてもそうですよ。やはり量的に統一された荷物を扱えば、マジソンも下げられるわけですね。同系統の多種多様の品目を少量扱つていくといふことは、どなたがやつてもマジソンも高くなるわけですね。やはり流通もその中で生活をしなければならぬ、一がいに流通だけを合理化、合理化といつて非難してはならない、体系が変わつていかなければならぬ、こう思ふわけですね。そういう点は今後どういふふうにお考えになつておるか。

○渡辺政府委員 包装等に金をかけ過ぎるじゃないかといふことではあります、ただいまニラの包装のお話が出ましたけれども、ニラは、専門家に聞きますと、ネギよりも非常にしなびやすい。そのためにどうしても包装を厳格にする必要があるのです、そういう傾向にあるといふことだをうであります。ただ、一般論を申し上げます、これはもう市場あるいは生産者だけの問題ではなくて、消費者を含めた私は国民全体のものの考え方だろうと思ひます。われわれ外国を歩いてみても、品物を買つても、日本ではデパートで包んでくれるように箱に入れて包装をして、さらにまた袋に入れていろいろなことをやつてくれますが、あんなにきれいに包装してくれるところは世界中どこにもない。八百屋さんを見てもおそろくリンゴがびかびかにみがかれて光つておるの日本くらいで、ヨーロッパにもアメリカにもこういうものは私はないと思ふのです。これはやはり国民がかつてのいいの喜んで、そういうのでなくちゃ売れないのかどうか、私は国民性によるのかどうかわかりませんが、こういうようなことは決して栄養価値が高まつたわけでもなし、どういふことではないのですから、これは私は一つの国民運動運動といつてはちよつと大げさになりますが、これはやつぱり主婦連なんかにお願いもして、何も見かけでなくて中身で買つてもらうよ、もつとPRをするとか、いろいろ必要だと思ふのです。これについてはやはり主婦連のような消費者の団体と、それから卸屋さん、仲買人の代表、生産者の代表といふものが集まつてやつぱり化粧品じゃないけれども、包装の競争をするようなことに金をかけるということは、ばからしいことですからね。私は過大な包装の競争をする、それから過当なかつこりよさの競争をするといふことは、まあ行き過ぎのないように今後私は行政指導する必要があると思ひます。一般論としては私は同感であります。

○美濃委員 次に、輸入に対する考え方をちよつと伺ひたい。

ことはタマネギの高値を受けて、タマネギを輸入しましたが、元来最初から私言つてきましたように、生産体制に対して、もう少し生産価格の体制あるいは生産に対する体制が進めば、タマネギなんか私は輸入せぬでもいいと思ふのです。国内でそうコストが高いわけでもないし、輸入したからつてそう安いわけでもない、まあ暴騰しておる値段から見ればそれは安いでしょう。片や、そういうものに流れておると、いろいろ……。次官から外国の話が出ましたが、昨年あたり、最近石油の問題が出てきまして、安売りのないという……。もう一つは、これは家畜のえさに出てきております。私も前年えさ地帯を歩きましたが、トウキビで三十三ドルなんかに上つてたかたて売るなら、買つてくれなくてもいい、五十ドル以下では売らないと言つて、そういう影響が逐次出てきます。ですから、発展途上国の方々が、ほんとうにはだしではだか、人たる生活もできないような条件で、その生産したものを極端に安く貿易でたいて買つてくるなんかにいう行為が、将来長続きするかせぬかといふことは問題があるわけですね、これは。石油問題が起きておりますし、ですから、やはり自給といふことを考えなければならぬ。そうすると、特に野菜あたりに限つては、将来生産体系を確保していつて、輸入などといふことは考えない、こういう完べき体制をいつていくべきだと思ふのですが、どうですか。まだやはり野菜についても輸入を考へるのですか。

○渡辺政府委員 御承知のとおり、タマネギの輸入につきましては、端境期に非常に暴騰したといふようなことで、国民世論からいつてもこれだけの、か、一政府は何してゐるのだ、もつとどんだん輸入をして適正な価格に落とせといふような国民世論があつたのは、御承知のとおりであります。日本においても適正な価格であるならば、何も輸入しないで、国内でその適正な価格でたくさんつくつてもらへるよう指導するのが農林省のつとめでありまして、そういうことを繰り返さないように指導して、ことしはたくさん、もう少しつくつてもらおう、こういう考え方を持つておるわけでございます。

○美濃委員 そうすると、生鮮食料品、くだものを含めて、自給を原則とした政策を立てていくといふふうに解釈していいですか、輸入といふものは考えない……。よろしゅうございますか、そういうふうな受けとめて……。

○渡辺政府委員 大体生鮮食料品、くだもの等は九〇%以上、一〇〇%に近く国内自給といふものの考え方でおります。そういう基本的な考え方いろいろな政策を立案をいたしております。

○美濃委員 次に、若干法律の中身について質問いたします。

市場を歩いてみますと、市場の中の労働というのは朝早くから、かなり他の産業から見ても忙し労働をしておるわけですが、これから市場を整備していく中で、いろいろ書いてあります。二

章の四条ですか、「卸売市場整備基本方針」という書いてありますが、従業員福祉施設、これは助成の対象、末尾で助成するとも書いてありますし、融資するとも書いてある。融資条件や助成対象に従業員の福祉施設、これはやはりはっきり明確にしておくべきだと思います。たとえば朝早くから寒いときでもあつた労働者ですから、仕事が終わればふろに入つて、あるいは独身者であれば独身のものは必要だと思ふのです、あつた労働者に対して……。そういうものは入つておるかどうか、入つておるとすれば、もうちよつとこれは明確にやつぱりうたつておいたほうがよいと思ふのですが、どうですか。

○小暮政府委員 第四条で卸売市場整備基本方針に定めるべき事項がそれぞれ列挙してございます。ただいま御指摘の労働福祉施設というものは、私どもの考えでは第五の「その他卸売市場の整備に関する重要事項」という項目の中で、衛生上の問題等と並べて、これを基本的中の方針にしたいというふうな考へております。それから現にかなう進んでおります市場では、御指摘のような宿泊施設だけでなく、入浴の施設、食堂あるいはその他のレクリエーションの施設等々をかなり整備いたしております。これは開設者側がある程度施設費を負担してやります場合もございますし、あるいはかかるべき業者を導入してやらしておるものもございます。市場の補助の体形としては、管理用の建物というものを建てますときには、その管理用の建物の中にいまのような労働福祉施設、これを組み込んで建てることを当然予定いたしております。したがって、管理用の建物の補助の中でそういうものに必要なスペース等を織り込んで補助できるというふうな考へております。

○美濃委員 次にこの九条の「売買取引及び決済の方法」、四号ですか、業務規程に少なくともかけなければならぬ。まあ相対取引、いわゆる契約栽培、相対取引のようなことを考へるという、

いろいろなニュアンスを言つておりますが、これは相対取引に対する基本的な考へか、契約栽培にして需給の安定をはからうとする手段なのか。それとも、値引きする場合、生産者の委託でなくて、市場をくぐつてくるものがかなり入りますね。市場を通じて、たとえば産地市場で一回せられて、すでに生産者の委託ではないというもので、それがかなり入つてきます。そういうものに原価保証するため相対取引を進めようとするのか。相対取引を進める基本的な考へ方はどうなのか。それから、相対取引はおそらく政令事項で業務方法書の中かどこかに出てくるだろうと思つて法律を見たら、ないものだから、相対取引はどこにうたつておるか、業務方法書の中であつたのではないかと思つて聞いておるわけです。うたつた場所はどこであつたら、相対取引に関する基本的な考へ方は、何をもうろんで相対取引を進めようとするのか。相対取引に対する理由です。どういふ理由で、どういふ政策目標をもつて相対取引を進めるのか。考へ方を聞いておきたいと思ふ。

○小暮政府委員 条文をいたしましては、第三節の「売買取引」三十四条として「せり売又は入札の原則」という規定がございます。ここで、中央卸売市場における卸売りについては、せり売または入札の方法によるのが原則であるというところをうたつた上で、次の各号のいずれかに該当する場合、この限りでない。という形で、いわゆる相対の問題に触れておるわけです。この中に思想がでておりますが、一つは「一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品」ということとございまして、これらのものについて、せつかく規格性、貯蔵性がある、需要に見合つて適当な数量を逐次市場に出してくる、倉庫から出したりして、そういうことができるようなものについて、必ずしもせりによらず相対で売買する方法を認めてもよいではないか、これが価格の安定に資するのではないかという考へ方とございます。それからそのほか、取引の実態から見ると著しく特殊な商品

で需要が一般的でないというふうなものがございます。こういうものについて、せりによらずに相対で売るといふことを認めても取引の公正を害することはない。関係者が局限されておりますような特殊な商品でございます。そのほか、これまでもそういう考へ方はございまして、鉄道の事故が起つた、あるいはその他の特殊の災害等が発生したとして、むしろ場内で話し合ひでものを処理したほうがよろしいということとせりを行なわない、そういうような場合がございます。

○美濃委員 次に十二条の関係で、審議会、協議会の問題です。従来、審議会、協議会はこの委員会でも、たとえば米審についていつも意見が出るわけですが、これはやはりどうしても学識経験者でなければならぬんです。日本流の考へ方といふのは。

○小暮政府委員 何か特定の物品の価格などをきめずために、供給者側あるいはこれを消費する側、それを第三者としての学識経験者というふうなものをまじえて審議会を構成するような例はいろいろございまして、ここで考へております中央卸売市場開設運営協議会というのは、市場の開設または運営について広く関係者の意見を聞くという考へ方とございまして、当然生産または消費について学識経験を有する方を御委嘱するということが予想されるわけとございます。ただ、これらの方々が別に生産者代表あるいは消費者代表という形で協議に参加するのではなくて、市場をどうのうに運営したらよろしいかという大局的な見地からこれに参加していただく、こういうこととございますので、これは法律の表現としては学識経験者をもつて構成するといふふうに考へておるわけとございます。

○美濃委員 名前は、そういう内容であれば学識経験者でもいいですが、学識経験者でもないで、方々という表現は取り消しますが、そういう考へ方であれば、構成比率はどういうふうな考へておりますか。純然たる受益代表、利害関係代表といふことになる。審議会の運営もさうかという

ことで、そういうふうに表示すると思ふのです。表現はさうであつたとしても、構成比率はどういうふうな考へておりますか。

○小暮政府委員 具体的には開設者が委嘱することになります。国のほうで特に定数とか構成比率を指定する考へはございせん。

○美濃委員 指定はしなくても、やはり指導するでしよう。指導目標でも指導理念でもいいです。もしそういう市場からどういふふうな考へたらいいのだという相談をあなた方が受けた場合、どういふ考へ方でそれに答えていくか。

○小暮政府委員 別に多数決等で何かを議決するといふような趣旨の集まりでございせんので、できるだけこの協議会の趣旨にかなうような人を選ぶように指導したいと思ひます。

○美濃委員 いまの構成に対するものの考へ方は、私の質問の趣旨に対してもうちよつと答弁があつてもいいんじゃないですか。市場のあれにかなうような人を選ぶ、私はそういう意味で聞いてゐるわけではないのです。ということは、やはり先ほどから前段にいろいろ申し上げたように、市場の中で、そういう構成も、名称は利益代表とか受益代表という感覚ではさうかというところにすれば、いわゆる法律でいう学識経験者でもないが、そういう実務に關係のある団体なり機關の代表も入れて、ある程度やはりそういう相談ごとにいいのではないか、こう思ふわけです。それにはやはり協議会なりあるいは審議会なりといふものは、率直に申し上げますと、農林省の各審議会を見ると、構成が単に学術評論的な代表が多いわけですね。やはりこの構成もあつた構成で、たとえば入れたとしても、少数の団体代表者くらゐ入れて、大勢はやはり實際の実務から離れておる人を多く動員して、そして隠れみののようになつて、農林省で企画したことをよろしうございましてと答申して、これが審議会あるいは協議会の答申でございまして、運営に入らうとする。どうなんですか。さつき政務次官は外国の話をしてお

られましたが、そこらの事情は違ふんじゃないですか。他の国では、そういう審議会は、多少論議が起きるとしても、責任ある立場の者を入れてき

めたことに對して、団体の責任者ですから、きまつたことに對してはある程度責任を分担して果たし合ふという審議會が多いように思いますがね。日本はそうじゃなくて、全く無責任な——無責任というのはいちよつと行き過ぎの表現かもしれませんが、責任態勢の持てない客観的な意見の者を審議會に多く入れて、實際に責任を分担し合つてそこできめたことの責任を持ち合ふという審議機關というのとはほとんどない。全然そういう仕事とはかけ離れて、きめたことに對して責任を持つていつたつて持ちよりもないし、こういうのはどうかなと思うのです。さつき政務次官が外國の話をされましたから私も言うが、私もずっと各國の農林省、特に歐洲諸國は各農林省を歩きまわしていろいろ聞いてみましたが、各國のそういう審議機關は日本の審議機關と多少中身が違ふようです。こういう種の審議機關に對してももの考え方が違ふようです。どうですか。

○渡辺政府委員　これは先ほどから、かねがね局長からお話ございましたように、ストリートで消費者代表だ、生産者代表だというような形で入ってまいりますと、やはり立場もありますからなかなか一致点を見出すのに見出しにくいというようなことも往々にしてあります。そこで今回学識経験者にしたというのは、それは無責任な評論家ばかり入れる、そういうふうに極端に解釈されては困るのでありまして、やはり当然消費者についても十分御理解のある、生産者の事情についても御理解のある、一般理論的な問題等についても御理解のあるような人を物色して、適当にそれぞれの方で定める。この程度以上に農林省としては、だれを何名、だれを何名というようなことまで詳しく半強制的に指導をするというような考えは持っておらないので、いま言ったような趣旨で、だれが見ても全体的に見て、まあここらは無

難だろうというような結論が出るような審議会のあり方のほうが一般的ではないか、私はこういうふうに思っております。

○美濃委員 次に二十一条ですが、日本の行政の中で、この種の認可、許可については、たとえば酒の販売なんかは譲渡を禁止していますね。酒を売っている店がやめて、そのの権利を買ったからすぐ酒販売の許可が——これは国税庁でやっておりますが、おけるわけではない。これはどういふわけで日本の行政の中で片や許可、認可について譲渡を禁止しておるものもあるし全然認めないものもある。この場合は譲り渡したものを認可するといふのですね。たとえば酒の免許あたりですと、譲渡という行為はだめなわけですから全然廃棄になる。それで酒の小売店が足りなければ新たな申請のものに認可をするという方式をとっているわけです。譲渡という字を書く以上は、それは卸売人が少なくなったら新たなものを許可するといふのと違つて、「譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。」こうなるのですが、譲渡ということを使つて以上は、これはやはり行政上の認可が、一つの財産的な認可価値をここで法律的に認めるということになりますね、譲渡という字句をここであえて使つて以上。そうじゃなくて、やめて少なくなれば新たに認可申請をするのなら、譲渡という字句を削除しなければならぬ。譲渡という字句をここにはつきり以上は、その権利継承行為が、たとえばある程度の権利金が流れようとうとうなると、財産的な一つの価値として認められるということになると思ふのですね。物的な財産でないけれども、これは無形の財産ですが、無形の資産的な価値になりますね、こういう字句を使うと。

○小暮政府委員 卸売人は多数の出荷者あるいは仲買、買参人等と継続反覆して経済行為を行なっているものであります。しかもこの卸売業を農林大臣が市場法の監督のたてまえ上認可すると

いうことになっております。そして、ここに譲渡という表現が特に出てまいりますのは、ちゃんとした会社の形でやっているものもありますが、逆に個人営業という形でやっているものもございます。これを大型化するというような方向で集めて、これを大型化するというような形で集めて、中いたしますような場合に、法人の合併という形が起ります場合と、個人営業で営業の譲渡という形が起ります場合と両方あるということでございます。いずれも別にそこに何らかの財産を維持する意味で譲渡ということをしているのではなくて、もともと許可にかかわらしてある営業でございいますから、これが譲り受けて営業を受け継ぎます場合には農林大臣の認可を受けたときにその効力が発生する、そのようにしたものでございます。

○美濃委員　これは新たな譲渡は意味していないのですか。そういう権利売買的な譲渡は意味していない、同一市場内の合理化によって、法人であつて、全く第三者に譲渡するものではないということですか。第三者に譲渡を認めれば、それはかなり強い既得権となつて、もちろんその譲渡を農林大臣が認可をすることも、譲渡という字句を使う以上は、その譲渡行為というものはかなり強い既得権として、農林大臣は認可の上で扱っていくという解釈なのか。というふうに、これは説明取れるわけですね。しかし、そうじゃないのだ、同一市場内のすでに認可をもらっている法人なり認可をもらっている個人なり、合併によって譲渡する行為をいうのだ、こういう答弁のように聞こえたわけですが、そうですね。それならそれで、この字句はもう少し整理をしておく必要があると思うのです。

○小暮政府委員 従来その辺についての規定が旧法では必ずしも明確でありませんでしたので、今回特にこういう規定をはっきりさしたわけでございます。合併とか営業の譲渡ということを無条件に認める趣旨ではございません。それを認める段階で認可と同様の効果を生じさせるということこと

でございますから、かつてに譲り受けてそれを既成事実と申しますか既得権として承認を求めるといふ性格のものではないですね。

○美濃委員　時間の関係ですが、話を聞いておると、将来やはり問題が起きると思いますね、こういう字句の表現をしておく。

○小暮政府委員 認可いたしませんければ効力を発生しないわけでございますから、そこはきわめて明確になるといふふうに考えています。

売免許あたりは譲渡なんという字句はどこにもありません。譲渡という字句を使うと、それは譲渡人及び譲受人が譲り渡し及び譲り受けについて農林大臣の許可を受けるということです。それは事前に譲り渡し行為の約束が行なわれるということです。約束が行なわれて認可申請するということ。やめるものは、認可ですら取り消しです。御売人が足りないということになれば、新たに選定して認可するのだということとずいぶん違いますよ、譲渡という字句を使います。

○小暮政府委員「譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたとき」ということでございまして、その譲渡し、あるいは譲り受けようというときに、それを農林大臣に認可してもらへるかどうかということを確かめなければならぬということでございますから、譲渡という行為が先に行なわれてそれを認めるか認めないかという形になるのではなくて、譲渡という行為が農林大臣の認可によって効力を発生するという趣旨でございます。

○美濃委員 どうしてそういうものをつけない
りやならないのですか。譲渡でなくて、卸売人が
やめた場合にはやめつきりでいいんじゃないです
か。そうして卸売人が足らなければ、ひもつきの
譲渡でなしに、新たに申請する者の中から適格な
者を認可するという方式にしかつたのですか。
この種の認可について、どうして譲渡というひも
つきにしなければならなかつたのですか。やめた
者は許可取り消しですよ。譲渡の申請なんかはあ

り得ないので。さういふ解釈はどうですか。さういふふうにあなは答弁するけれども、農林大臣が認可しなければ効力は発生しない。なるほど書いてあるとおりで。しかし、やめた場合には認可取り消しですよ。その市場に卸売人が足らなければ、申請によって新たな道格者を認可すればよろしいということ、譲渡申請ということとは質的に違ひます。全く関連がないというなら、なぜさういふややこしい字句を使うのですか。卸売人がやめた場合には認可を取り消す。それで卸売人の数が足らなければ、新たに申請する道格者の中から認可するのだ、こうすればいいじゃないですか。譲渡という字句を使って、認可しなければ効力を発生せぬといったって、それはちよつと違いますよ。

○小暮政府委員 御指摘の趣旨を私が取り違えておらなければ幸いなんですが、たとえば営業が思わしくない業者はやめる、あるいは生業であつても何かの事情でやめるということ、卸売業者がやめますれば、当然そこで認可も消滅するわけですから、そのことを何ら妨げるものではないです。ただ、ここで予定しておりますのは、たとえ二つの卸売業者がございまして、一結になることによつてよりよき業態にならう、経営の規模なり管理体制というものをよくしようというもので、二つのものが一緒になるときに、残るほうのものが、片っ方の営業を全部譲り受けて、産地との関係あるいは結びつきの中買いか小売りととの関係、さういふものを合めて、いわゆる山を持つ、あるいは売りの相手先を持つ。それで両者が一緒になつて、新しい管理体制のもとにより強力な卸売業者となるという事象がございします。さういふ場合に、片っ方がやめて、一べんなくなつてからまた新たに認可を受けるということではなくて、両者が一緒になつてよりよき業態になるというにつれて、事前に開設者を通じて、あるいは農林省等とも相談しながら、これを行ないますれば、それは営業を全部引き継いだ形で新たに発足する、さういふような事態が予想さ

れるわけでございます。

○美濃委員 それだけで。それだけと解釈していいですか。

○小暮政府委員 それ以外に何の他意もございせん。

○美濃委員 さうすると、私はここで答弁は要りませんが、この条文をもうちよつとさういふ意味をうたつておきませんと、これは通例譲渡が認められるようになりまして、私も検討しますが、このままではいかどうか、これはやはり法律をつくるときは大切だと思つて。今回の農地売り戻しの問題でも、条文の整理が足りないために、法律が悪いことにあつたことが起きるわけですから、つくるときにはよほど注意をしておかなければならぬと思つて。答弁は要りません。このままでは、やはりもう少し条文について——いま言ったような趣旨であれば、私もいいと思つて。二人おる人が、あるいは三人おる人が一人やめて二人の人に継承する、そのための条文だといふならば、これはよろしいと思つて。一般継承は含まれていないのだということ、それであるならば、条文は少し整理しておく必要があると思つて。います。

○小暮政府委員 答弁不要というのに申し上げたいへん恐縮であります。要するに、先ほどから申し上げておりますように、個人の場合に合併という言い方ができないものでございまして、営業の譲り渡し及び譲り受け並びに法人の場合の合併ということで、一項と二項で書き分けてあるわけでございます。

○美濃委員 次は四十四条関係ですが、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買入れることが困難な場合である、さういふ状態が起きるといふことは予測されるが、しかし先ほどから申し上げたように、さういふことがたびたび起きるような状態がないような体制をつくつていかなければならぬではないか、さう思ふわけですから。この関係は具体的にどういふ事項が起きてど

ういふふう処理するために予測されるのか、これをちよつと説明をしておいてもらいたい。

○小暮政府委員 「卸売業者から買入れることが困難な場合」として想定されますのは、卸売業者の集荷の力がある物品について弱いと申ししますが、卸売業者が集荷してない、あるいは集荷していてもその数量が不足し、場外にある数量のほうが多い、あるいは卸売業者が集荷して供給できない物品が場外流通のものより割り高にならざるを得ないといったような事態がある場合を想定いたしておるのでございます。

○美濃委員 以上で質問を終わりたいと思つてますが、まず私は、前段に申し上げた再生産の確保それから消費者の基準価格の安定、これに対して計数あるいは率はあげられなかつたけれども、絶対責任を持つという趣旨に基づく姿勢であつたと思つて。私も、これからいろいろさういふ問題が出てまいりますから、今後は少し責任体制というものを明確にしてやつてもらふと、物価問題というのは、いつまでたつてもすりかえ答弁や堂々めぐりだけでは国民の信頼を回復することができないと思つて。さういふ点、特にこれからの市場法だけに限らず、生産からすべての面において十分その責任体制あるいは規格を注意して進んでいただきたいと思つて。以上で私の質問は終わります。

○草野委員長 次回は明三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

昭和四十六年三月十七日印刷

昭和四十六年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A